

令和2年度新エネルギー等の
保安規制高度化事業

保安ネットの運用 開始に伴う 産業保安・製品 安全法令の データ基盤構築 検討調査

調査報告書

アクセンチュア株式会社
2020年12月28日

目次

1. 本事業の目的と実施作業	...	3	(6) システムの全体像	
			① システム全体図	... 44
2. 事故報告に関する前提事項			② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限...	46
(1) 事故報告システム検討の目的	...	6	③ 個別機能	
(2) 事故報告の対象手続	...	7	a. アカウント機能(ログイン)	... 49
(3) 事故報告の現況及び関係者	...	8	b. 事故情報入力機能	... 52
			c. 問合せ・修正機能	... 53
3. 事故報告システム検討内容			d. 公表情報作成機能	... 55
(1) 検討の進め方	...	11	(7) システム追加開発方針	... 56
(2) 現行業務の整理結果	...	12		
(3) 関係者アンケートの実施結果	...	13	4. 事故報告システムの導入に必要な役務	... 58
(4) 課題抽出結果	...	14		
(5) 法令別システム化の具体的な方向性	...	16	5. 用語定義	... 63
==以下、法令毎に整理==				
① システム化検討方針				
② システム導入後のイメージ				
③ 事故報告の流れ				

1. 本事業の目的と実施作業	...	3	(6) システムの全体像	
2. 事故報告に関する前提事項			① システム全体図	... 44
(1) 事故報告システム検討の目的	...	6	② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限...	46
(2) 事故報告の対象手続	...	7	③ 個別機能	
(3) 事故報告の現況及び関係者	...	8	a. アカウント機能(ログイン)	... 49
3. 事故報告システム検討内容			b. 事故情報入力機能	... 52
(1) 検討の進め方	...	11	c. 問合せ・修正機能	... 53
(2) 現行業務の整理結果	...	12	d. 公表情報作成機能	... 55
(3) 関係者アンケートの実施結果	...	13	(7) システム追加開発方針	... 56
(4) 課題抽出結果	...	14	4. 事故報告システムの導入に必要な役務	... 58
(5) 法令別システム化の具体的な方向性	...	16	5. 用語定義	... 63
== 以下、法令毎に整理 ==				
① システム化検討方針				
② システム導入後のイメージ				
③ 事故報告の流れ				

1. 本事業の目的と実施作業

本事業の目的及び実施業務と、該当する本紙の記載箇所を以下に示す。

本事業の目的 ^{*1}	法令手続データ等の利活用・オープンデータ化に向けた検討に必要な産業保安・製品安全法令に基づく事故情報等のデータベース構築に向けた調査を行うこと
本事業の進め方	事故報告をデータベース化する際の機能検討においては、既に産業保安・製品安全分野で稼働している保安ネットの拡張を前提に検討を行っている ^{*2}

本事業の業務内容 ^{*1}		実施作業	該当頁
AsIs 調査	現行業務フロー図の整理	貴省からの受領資料やQA等を通して現行業務プロセスを整理し、システム化に向けて検討すべき課題(仮説)の検討を行った。	3.(2) P.11
	産業保安グループ各課室、産業保安監督部等及び各法令の関係者(都道府県、独立行政法人、関係団体、申請者等)へのアンケートの実施	事故報告関係者にアンケート・ヒアリングを実施し、前作業で検討した課題(仮説)の深堀と、追加での業務課題の洗い出しや事故報告システムに必要な機能の検討を行った。	3.(3) P.12
	システム化に向けて必要な課題を洗い出し、対応の方向性(仮説)を整理(既存システムからのデータ・システムの移行やデータ連携を想定)	各関係者へのアンケート・ヒアリング等を通して抽出された課題について対応要否の仕分けを行い、特に議論が必要なものは課題検討会を通して対応方針の検討を行った。	3.(4)~(5) P.14 - 43
ToBe 検討	仮説を基に、産業保安グループ各課室及び産業保安監督部等と意見交換を行い、その結果を踏まえたシステム方式を構想し、システム構築スケジュール及び要件定義書案を作成	これまでの検討を踏まえ、事故報告システムの全体像および必要な機能を整理し、要件定義書案としてまとめた。	3.(6)~(7) P.44 - 56
	システム構築及び運用の全ての経費の積算を行い、「システム構築・運用経費積算書案」を作成	まとめた要件定義を基に、システム構築および運用に必要な役割とその経費の積算を実施した。	4. P.58 - 61

1. 本事業の目的と実施作業

(参考) 要件定義成果物一覧

本事業で作成した要件定義成果物の一覧は以下。

要件定義成果物	概要	作成単位	ファイル名
① ToBe業務フロー	事故報告システム導入後の業務の流れを図式化	法令ごとに作成 ※ファイル語頭に法令名を表記	<法令名>_ToBe_業務フロー_v1.0.pptx
② ToBe業務一覧	事故報告システム導入後の業務内容を一覧化		<法令名>_ToBe_機能一覧_v1.0.xlsx
③ システムフロー	事故報告システムの処理の流れを図式化		<法令名>_ToBe_システムフロー_v1.0.pptx
④ 機能一覧	事故報告システムの持つ機能を一覧化		<法令名>_ToBe_業務一覧_v1.0.xlsx
⑤ 入出力項目定義書	事故報告の手続き・管理等に使用する画面項目を一覧化		<法令名>_ToBe_入出力項目定義書_v1.0.xlsx
⑥ データ移行対象一覧	事故報告システムへのデータ移行対象となる既存システムや管理資料を一覧化	全法令まとめて作成 ※ファイル語頭に「共通」を表記	共通_ToBe_データ移行対象一覧_v1.0.xlsx
⑦ 非機能要件一覧	事故報告システムが満たさなければならない機能特性を一覧化		共通_ToBe_非機能要件一覧_v1.0.xlsx
⑧ IF一覧	事故報告システムとの連携が必要な他システムについて一覧化		共通_ToBe_IF一覧_v1.0.xlsx

1. 本事業の目的と実施作業	...	3	(6) システムの全体像	
2. 事故報告に関する前提事項			① システム全体図	... 44
(1) 事故報告システム検討の目的	...	6	② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限...	46
(2) 事故報告の対象手続	...	7	③ 個別機能	
(3) 事故報告の現況及び関係者	...	8	a. アカウント機能(ログイン)	... 49
3. 事故報告システム検討内容			b. 事故情報入力機能	... 52
(1) 検討の進め方	...	11	c. 問合せ・修正機能	... 53
(2) 現行業務の整理結果	...	12	d. 公表情報作成機能	... 55
(3) 関係者アンケートの実施結果	...	13	(7) システム追加開発方針	... 56
(4) 課題抽出結果	...	14	4. 事故報告システムの導入に必要な役務	... 58
(5) 法令別システム化の具体的な方向性	...	16	5. 用語定義	... 63
= =以下、法令毎に整理= =				
① システム化検討方針				
② システム導入後のイメージ				
③ 事故報告の流れ				

2. 事故報告に関する前提事項

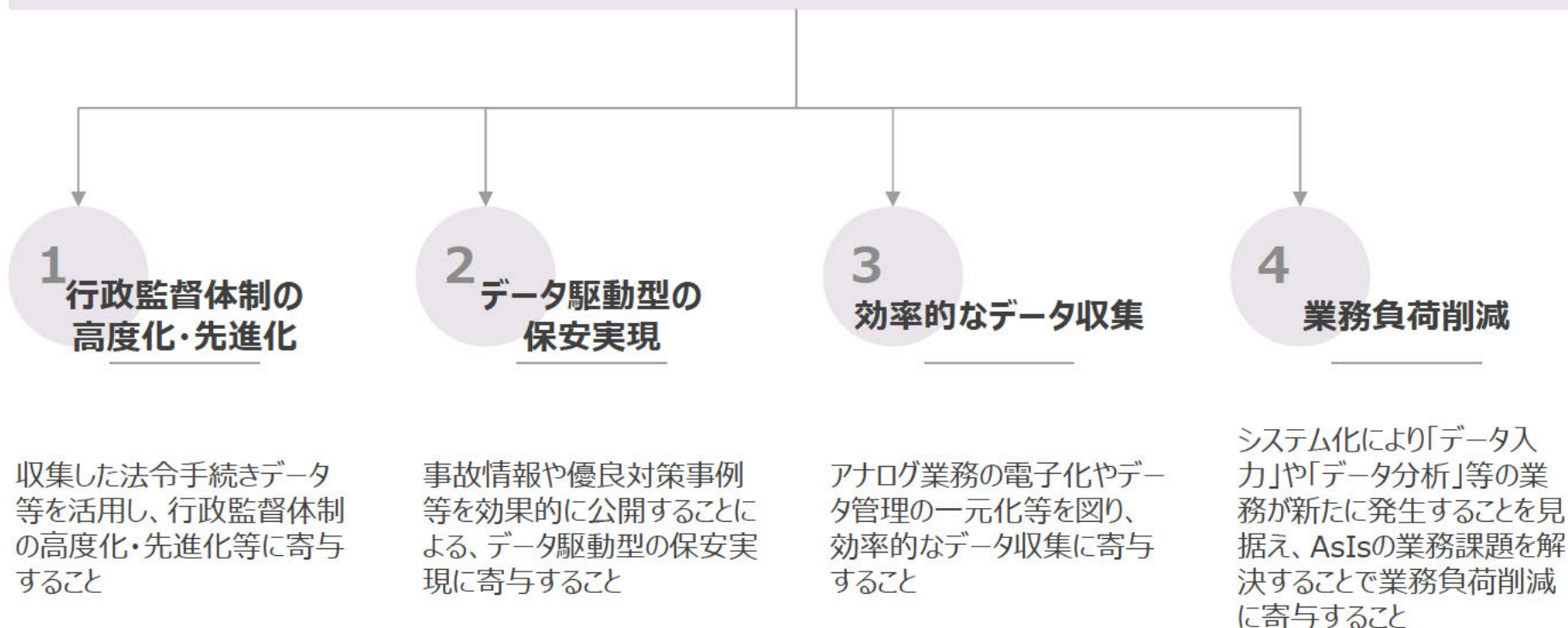
(1) 事故報告システム検討の目的

本事業は、事故報告システムの構築によって、データ利活用、オープンデータ化を見据えた事故情報の蓄積のための手続電子化、現行の業務課題解決による事故報告手続の効率化を実現することが目的と認識。

背景*

産業保安監督部等においては人材の高齢化が進んでおり、水素・IoT等新技術の急激な普及、エネルギー市場改革に伴う多様なプレイヤーの出現、エネルギーインフラの老朽化といった新たな課題に対応するためには、従来の勘と経験に基づく「人ありき」の対応から、法令手続データ等の利活用・オープンデータ化による規制執行へ、抜本的な効率化を図ることが必要

事故報告システム構築の目的



* 仕様書の内容に基づく

2. 事故報告に関する前提事項

(2) 事故報告の対象手続

本事業でシステム化の検討を行う対象は、法令個別の事故報告計7手続である。

対象法令		法律名	対象手続
製品安全	消費生活用製品安全法	第三十五条, 第三十八条	製造・輸入事業者からの重大製品事故報告及びリコール関連の報告書
電気	電気事業法	電気関係報告規則第三条	電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者からの電気事故報告
鉱山	鉱山保安法	第四十一条	鉱山事業者からの災害報告
火薬	火薬類取締法	第四十六条第一項、第二項 第五十二条第五項、第六項	都道府県知事からの火薬類事故報告
高圧ガス	高圧ガス保安法	第三十六条第二項 第六十三条第一項	液化石油ガス販売事業者や高圧ガスを貯蔵又は消費する者等からの事故報告 ※事故報告フローが異なることから、高圧ガスと液石の2種類の事故報告として扱う
液石			
都市ガス	ガス事業法	ガス関係報告規則第四条	ガス事業者及び準用事業者からのガス事故報告

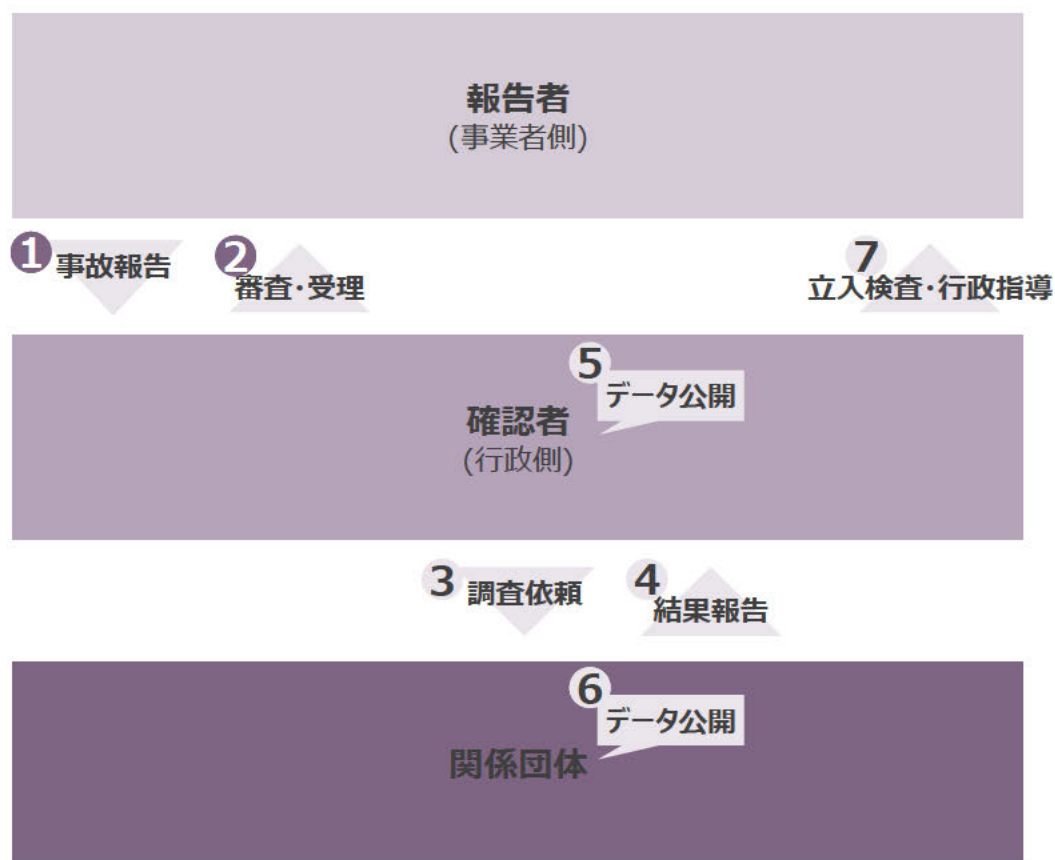
2. 事故報告に関する前提事項

(3) 事故報告の現況及び関係者 (1/2)

事故報告手続に係る主な業務と、事故報告手続関係者を以下に示す。

N: 法令共通で必須の業務
N: 法令ごとに内容が異なる業務

事故報告手続の概略図



➡法令ごとの事故報告手続関係者は次頁参照

主な業務

- 1 事故報告** 産業保安・製品安全分野に係る事故報告を申請する
- 2 審査・受理** 事業者側から提出された事故報告の内容を確認し、審査・受理する
- 3 調査依頼** (必要に応じて、)関係団体に事故の調査・分析を依頼する。
- 4 結果報告** (必要に応じて、)行政側から依頼を受け、事故の調査・分析等を行い、結果を報告する
- 5 データ公開 (確認者)** (必要に応じて、)事故報告内容を基に公表資料を作成し、WEBサイト等に公開する
- 6 データ公開 (関係団体)** (必要に応じて、)事故報告内容を基に公表資料を作成し、WEBサイト等に公開する
- 7 立入検査・行政指導** (必要に応じて、)事業者に対して立入検査、行政指導を行う。(※都道府県・指定都市は、行政側の立場で事業者に対して立入検査・行政指導を行う。)

2. 事故報告に関する前提事項

(3) 事故報告の現況及び関係者 (2/2)

(前頁の続き)

法令ごとの事故報告手続関係者

	製品安全	電気	鉱山	火薬	液石	高圧ガス	都市ガス
報告者 (事業者側)	事業者	設置者 or 代行申請者	事業者				
				都道府県 ・指定都市			
確認者 (行政側)	消費者庁	産業保安監督部*1					
		経済産業省(本省)*2					
関係団体	NITE*3			全火協*4	KHK*5		
					消費者庁		消費者庁

*1 経済産業省 産業保安監督部

*2 経済産業省 商務情報政策局 各課室、産業保安G 各法令担当

*3 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (<https://www.nite.go.jp>)

*4 公益社団法人 全国火薬類保安協会 (<http://www.zenkakyo-ex.or.jp>)

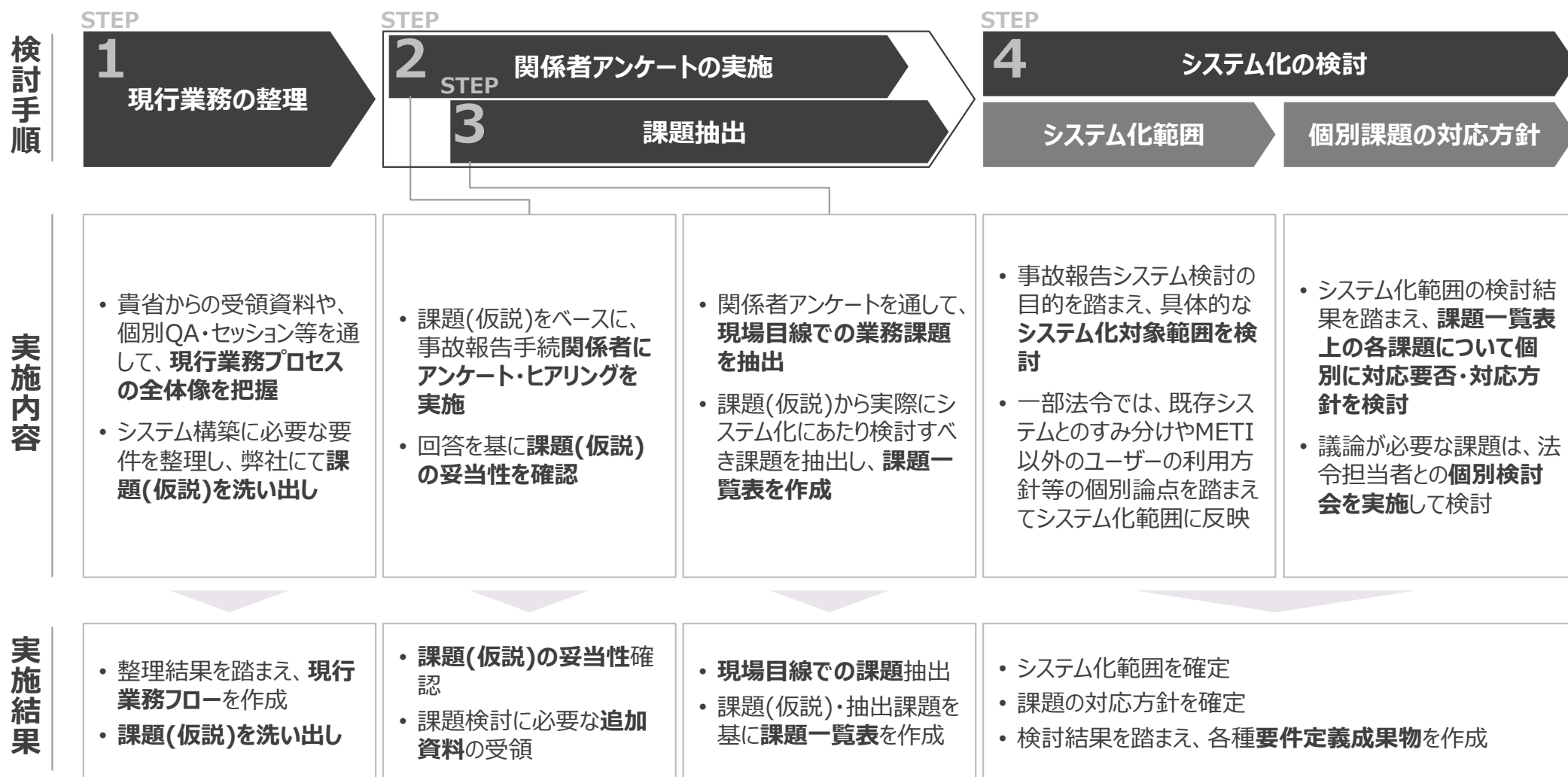
*5 高圧ガス保安協会 (<https://www.khk.or.jp>)

1. 本事業の目的と実施作業	...	3	(6) システムの全体像		
2. 事故報告に関する前提事項			① システム全体図	...	44
(1) 事故報告システム検討の目的	...	6	② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限...		46
(2) 事故報告の対象手続	...	7	③ 個別機能		
(3) 事故報告の現況及び関係者	...	8	a. アカウント機能(ログイン)	...	49
3. 事故報告システム検討内容			b. 事故情報入力機能	...	52
(1) 検討の進め方	...	11	c. 問合せ・修正機能	...	53
(2) 現行業務の整理結果	...	12	d. 公表情報作成機能	...	55
(3) 関係者アンケートの実施結果	...	13	(7) システム追加開発方針	...	56
(4) 課題抽出結果	...	14	4. 事故報告システムの導入に必要な役務	...	58
(5) 法令別システム化の具体的な方向性	...	16	5. 用語定義	...	63
== 以下、法令毎に整理 ==					
① システム化検討方針					
② システム導入後のイメージ					
③ 事故報告の流れ					

3. 事故報告システム検討内容

(1) 検討の進め方

本事業では、まず事故報告に関する業務内容を整理し、業務課題を仮説として設定した。その後、関係者アンケート等を行い、現場意見を踏まえて検討すべき課題をまとめた。それらを基に法令担当者との個別検討会にて、システム化範囲や各課題への対応方針を議論し、事故報告システムの要件として定義した。



3. 事故報告システム検討内容

(2) 現行業務の整理結果

システム化の検討のスタートとして、事故報告に関する業務の全量の整理を行った。整理においては、貴省からの受領資料やQA等を通して現行業務プロセスを整理し、それらを基に課題(仮説)の洗い出しを行った。

作業手順	目的	実施内容	OUTPUT
1 業務全体像の把握(Lv.1)	現行業務の プロセス全量 を整理する。	貴省から現行業務に関する資料を受領し、システムで実装すべき範囲、他システムとの関連、部門間の関連等を明確化し、AsIs業務フローを作成した。	AsIs業務フロー
2 業務プロセスの詳細化(Lv.2)	各 プロセス を 詳細化 し業務内容を明確化する。	- AsIs業務フローを基に確認事項一覧を作成し、業務詳細についてQAを実施した。 個別会議を通して業務の流れをご説明いただき、法令ごとに業務内容を具体化した。 - QA・個別会議の結果を基に、AsIs業務一覧を作成した。	AsIs業務一覧
3 課題(仮説)の洗い出し	システムの構築に必要な要件を確認し、 課題(仮説)の洗い出し を行う。	受領・作成した資料類を基に、各業務で利用する機能を洗い出し、システムを構築する上で想定される課題(仮説)(計72件)を洗い出した。	帳票一覧 課題表(仮説)

3. 事故報告システム検討内容

(3) 関係者アンケートの実施結果

現行業務の詳細や課題(仮説)の妥当性を確認するため、事故報告手続関係者にアンケート・ヒアリングを実施。さらにアンケート結果からも現行業務課題を抽出し、後続にて検討する課題一覧として整理した。

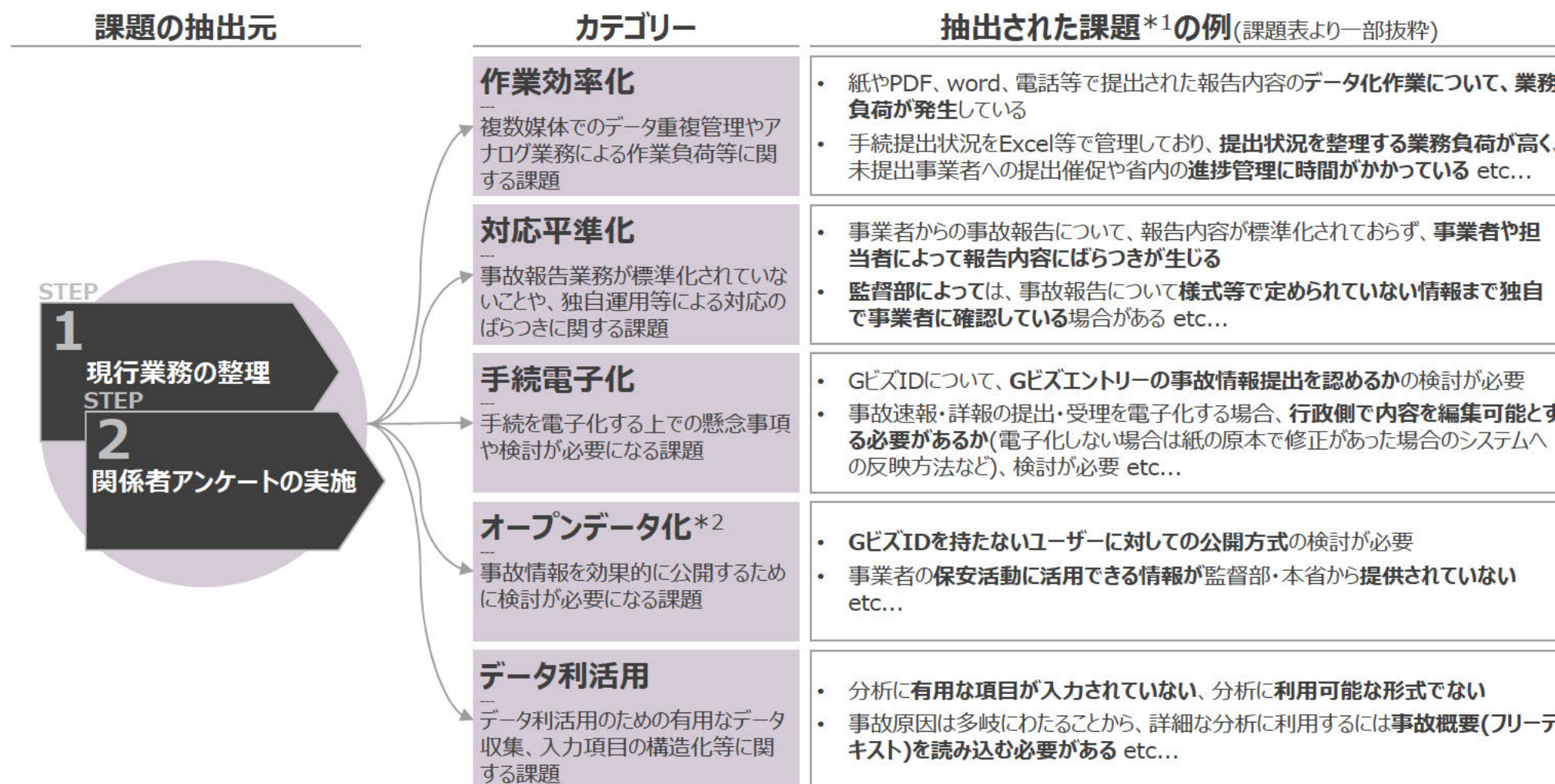
	1回目 アンケート	2回目 アンケート・ヒアリング	3回目 アンケート (電気・都市ガスのみ)
アンケートの観点	- 現行業務の整理結果を踏まえて立てた課題(仮説)が正しいかの確認 - 事故報告業務の手続電子化に対して懸念事項はないかの確認 - 現行業務内容の詳細確認	1回目のアンケートを終えて課題抽出を行った結果、詳細の深掘りが必要になった事項の確認 - 抽出した課題の対応方針の確認	- 入出力項目定義やデータ移行の検討にあたり、全国の監督部の独自確認項目や内部管理台帳の洗い出し - 事故報告システム構築後の行政側修正フローの共有 - 速報・詳報の複数提出ケース有無確認(電気のみ)
対象者と選定基準	- 本省 - 事業者 - 都道府県 - 監督部 - 関係団体 本省・関係団体に加え、下記条件で対象者を選定*。 - 事業者は電子申請/紙申請の2者 - 都道府県は独自フォーマット有/無の2者 - 監督部は事故発生数最多/中間/最少の3者	- 本省 - 事業者 - 都道府県 - 監督部 - 関係団体 1回目のアンケート対象者のうち、追加での確認事項があった者	監督部 電気・都市ガスの全国の監督部
実施結果	- 既存システムの設計資料類、公表資料や事故台帳等の管理資料類を受領 - 回答内容から現行業務の課題抽出	- 回答内容から現行業務の課題抽出 - 回答内容を基に抽出された課題の対応方針案を検討	- 独自確認項目と内部管理台帳を受領 - 回答内容を各種要件定義成果物に反映

* 弊社にて条件を提示し、貴省にて適切な対象者をご選定・ご調整いただいた。

3. 事故報告システム検討内容

(4) 課題抽出結果 (1/2)

現行業務の整理、各関係者へのアンケート・ヒアリング等を通して抽出された課題*1(計205件)について、類似の課題をまとめてカテゴリー分類し、本件での対応要否の仕分けを行い、対応方法を検討した。



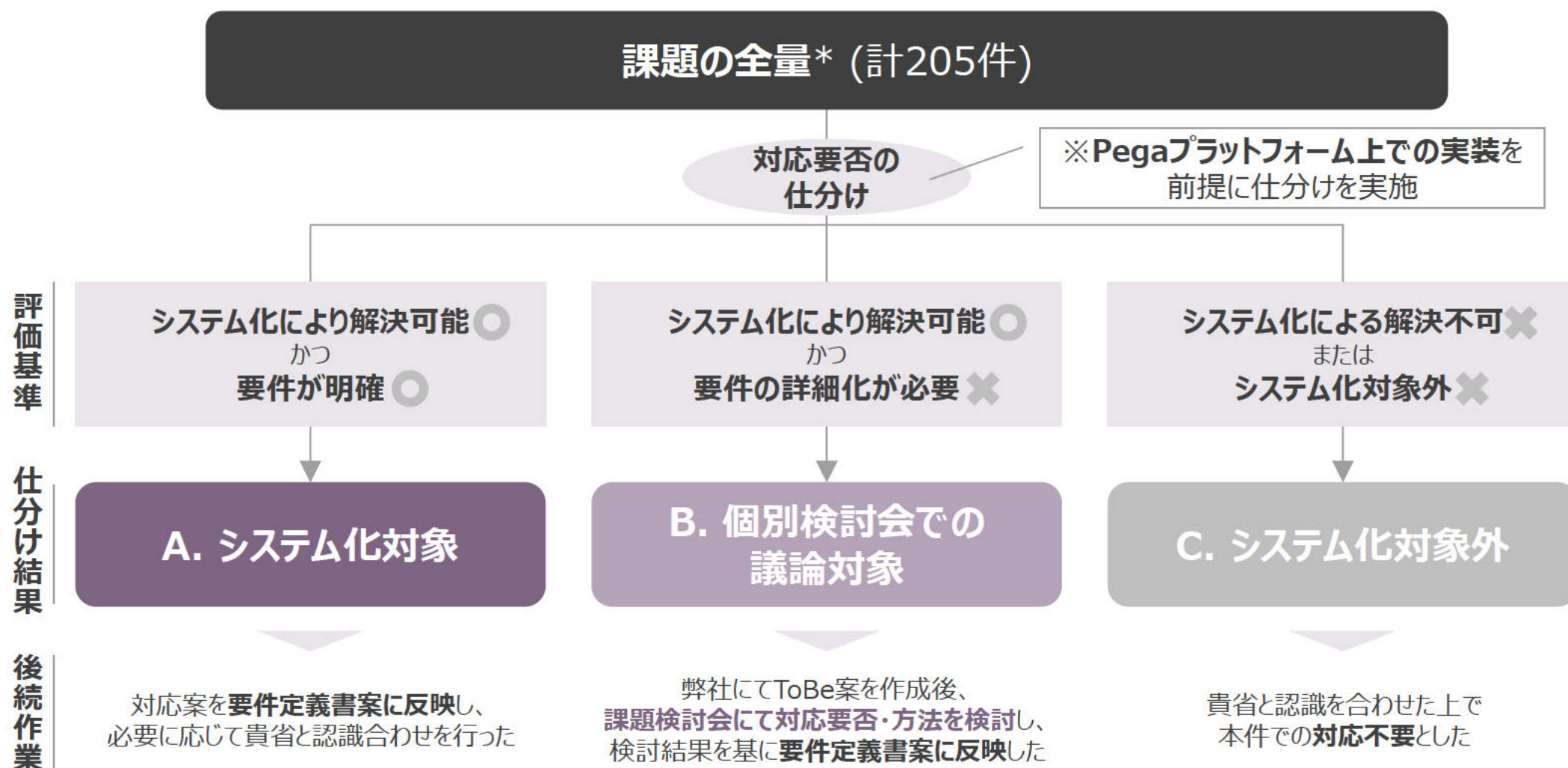
*1 業務課題に加え、システム化に向けた検討課題等を含む。

*2 オープンデータ化に関する課題は、gBizIDを利用した認証方式による制約の中で検討を行った。

3. 事故報告システム検討内容

(4) 課題抽出結果 (2/2)

整理した課題については、システム化により解決できるものを対象とし、さらに内容に応じて後続工程での検討対象・法令担当者との議論対象に仕分けした。



3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

本事業におけるシステム化検討範囲を下記に示す。立入検査や行政指導は、事故対応とは別業務として切り分けられていることから、対象外となった。

本事業のシステム化検討範囲							本事業対象外		令和4年度以降
業務	事故速報	事故詳報 (確報)	リコール	データ公開	外部システム I/F	その他	立入検査 (年間計画、 事故起因)	行政指導	データ 利活用
システム 開発想定	- データ登録 - ステータス管理 - データー一覧 - CSV出力	- データ登録 - ステータス管理 - データー一覧 - CSV出力	- データ登録 - ステータス管理 - データー一覧 - CSV出力	- データ登録 - データ公開 - データー一覧	外部システム I/F	- マスタデータ管理 - CSVアップロード(液石のみ) - データ移行	- データ登録 - CSVアップロード - ステータス管理	- データ登録 - ステータス管理	左記業務のシステム化により蓄積されたデータを基に、必要な機能を検討。
製品安全	●	●	●	●	-	●	- (立入検査や行政指導については、事故と直接紐づくものは少ないことや、事故の業務とは別の業務として切り分けられているため、開発対象外とする。)		
電気	●	●	-	●	-	●			
液石	●	●	-	●	-	●			
高圧ガス	●	●	-	●	-	●			
都市ガス	●	●	-	●	-	●			
鉱山	●	●	-	●	-	●			
火薬	●	●	-	●	-	●			

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



①システム化検討方針(製品安全)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の 記載ルール の統一、 フリーテキスト項目の構造化 や 項目細分化 を行う。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	現行業務で 製品安全ガイド で公表している 事故情報 と リコール情報 を、 事故報告システム で公表する。(※GビズID非保持者向けの公開方法は検討中)	製品安全ガイドに登録されているデータに加え、今後事故報告システムで申請される事故情報やリコール情報を一元的に管理、公開するため。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告、およびリコール報告の提出・受理業務の電子化 を行い、加えて行政の 管理項目 や 独自確認項目 を 事故報告システム に入力し、事故情報、リコール情報を一元管理できるようにする。	事故、およびリコールに関する情報をシステムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	現行システムにおける業務フローの改善を行い、従来の 紙申請の内容入力作業 を 事業者に入力させること や、 行政間の連絡作業 を 削減 させるようにする。	業務フローの改善を行い、事業者に入力させることにより、行政側での入力負荷を削減する効果があることや、行政間の連絡作業も削減する効果があるため。

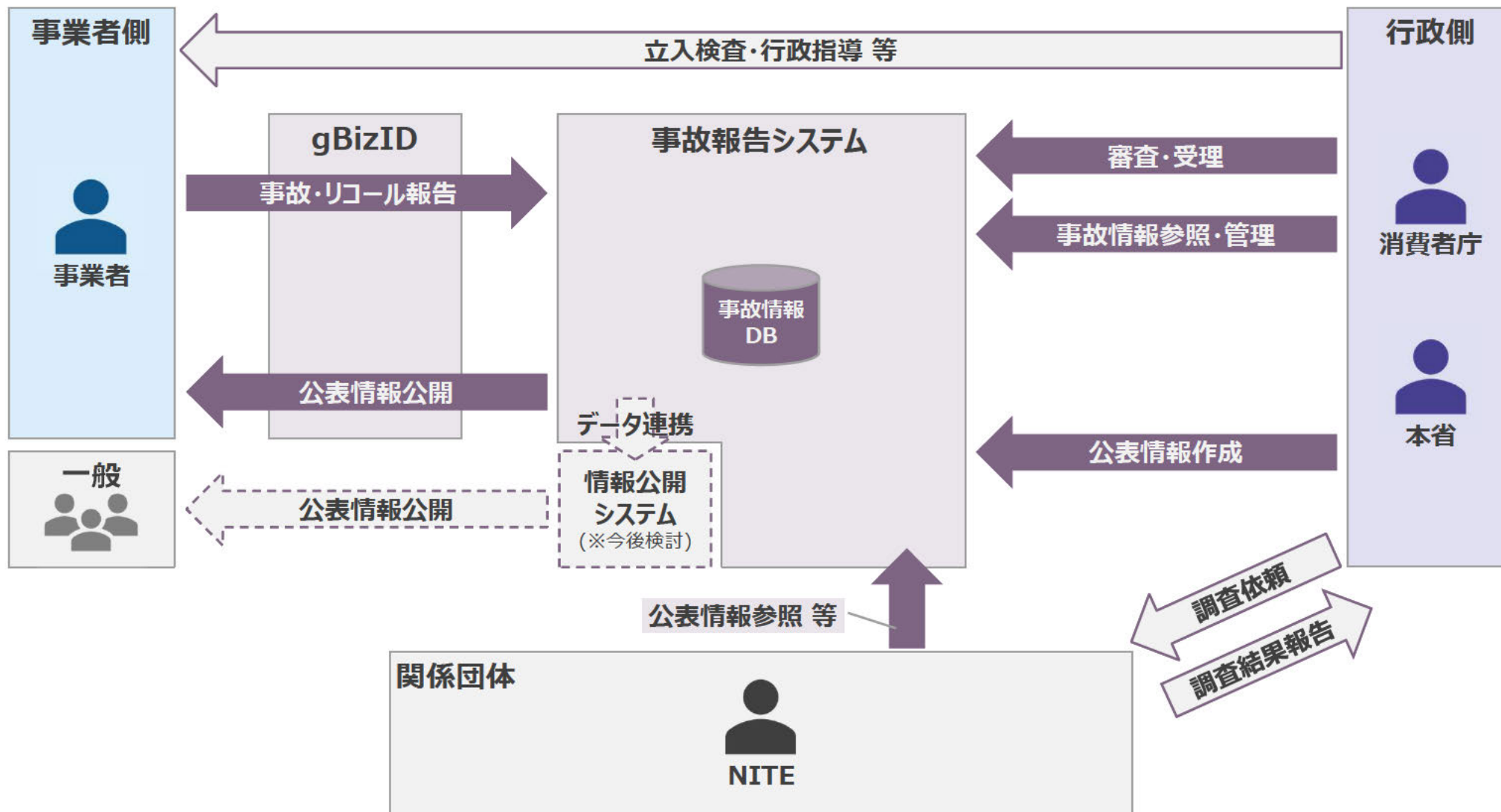
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

② システム導入後のイメージ(製品安全)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

← : システム化対象業務
⇐ : システム化対象外業務
⇨ : 今後検討箇所

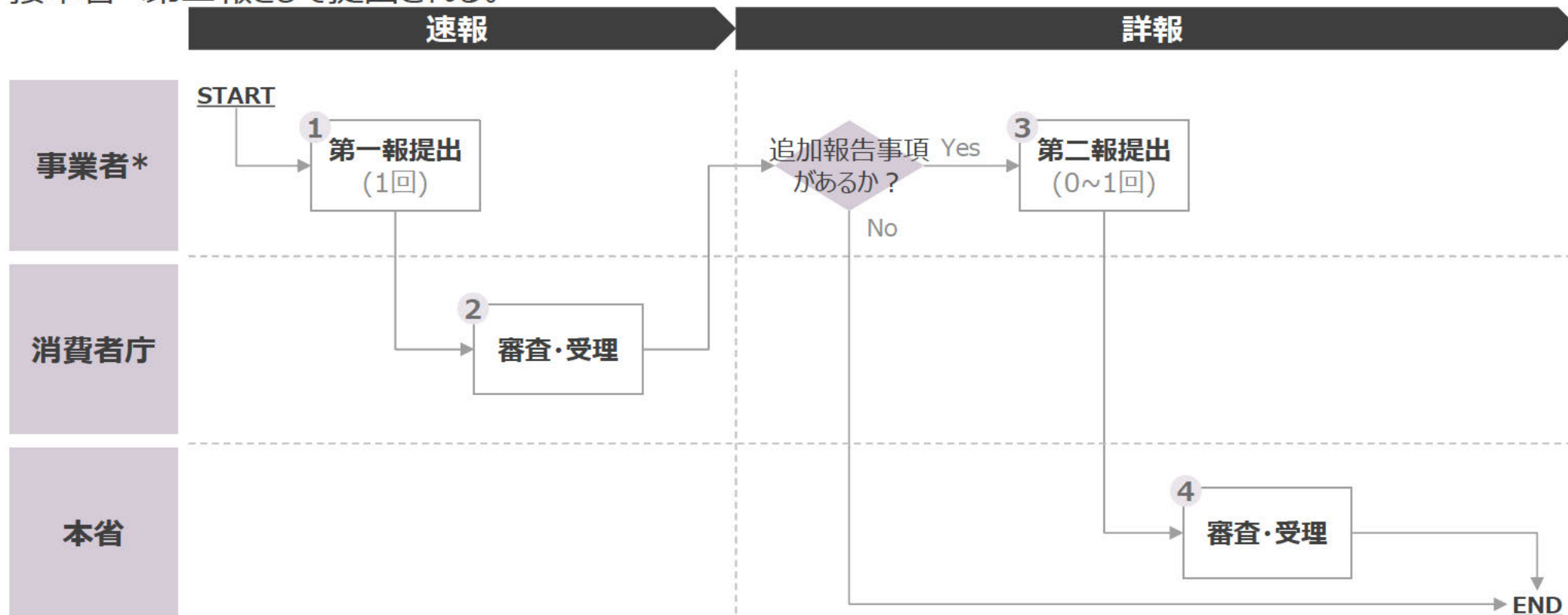


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③-1 事故報告の流れ（製品安全）

事業者からの報告受領後、消費者庁にて内容を確認し、受理を行う。以後、追加報告事項がある場合は、直接本省へ第二報として提出される。



* 紙申請の場合は、速報時は消費者庁、詳報時は本省にてデータ入力を行う。詳細はP.21「（参考）紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ（製品安全）」参照。

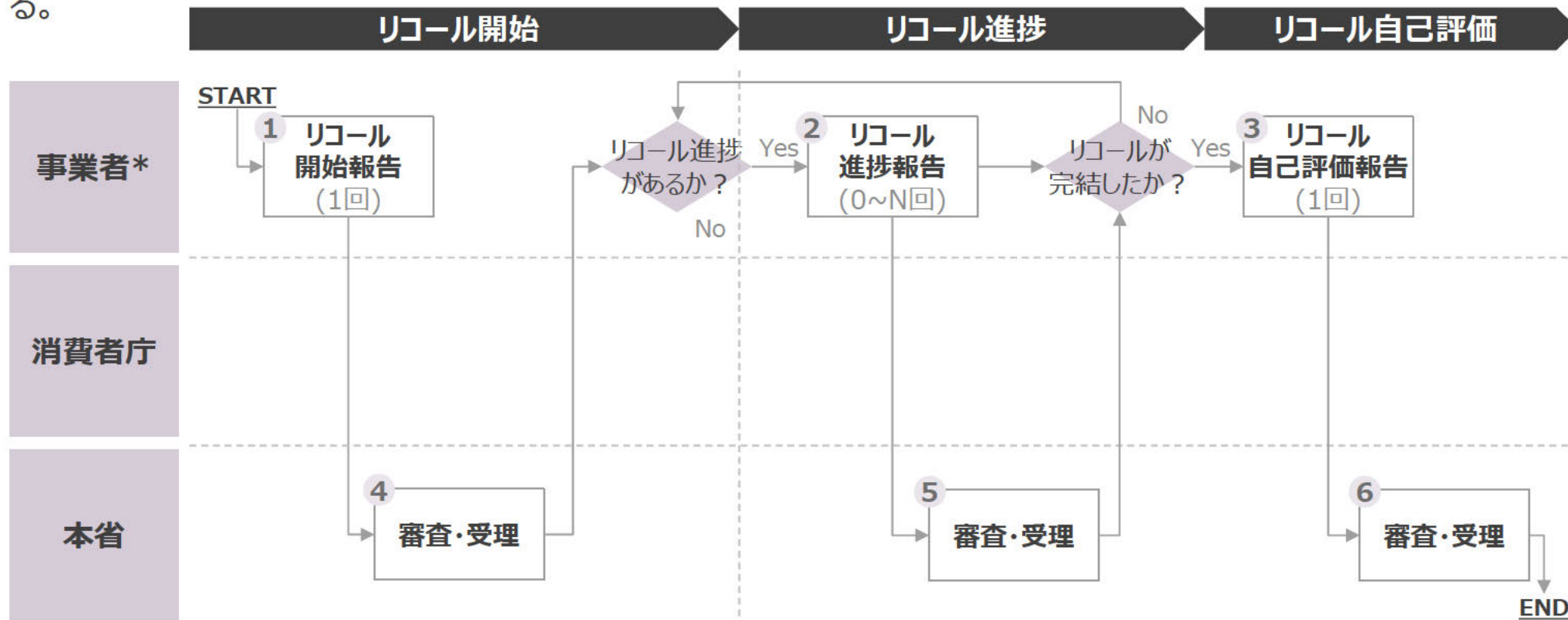
各作業の内容	1 第一報提出 (1回)	・ 重大事故は認知後10日以内に提出	3 第二報提出 (0~1回)	・ 第一報から追加報告の内容があれば提出
	2 審査・受理	・ 第一報の内容を確認し、受理	4 審査・受理	・ 第二報の内容を確認し、受理

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③-2 リコール報告の流れ (製品安全)

リコール報告は、開始報告後、随時、進捗状況を進捗報告として提出、対応完了後に自己評価報告を提出する。



* 紙申請の場合は、本省にてデータ入力を行う。詳細はP.21「(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)」参照。

各作業の内容	1 リコール開始報告 (1回)	・ 事故発生時、リコールが必要と判断した場合に提出	3 リコール自己評価報告 (1回)	・ リコールが完結した際に提出 ※完結条件は、対象製品起因事故の発生有無、リコール進捗率等により規定
	2 リコール進捗報告 (0~N回)	・ リコール進捗に応じて、随時提出	4 5 6 審査・受理	・ 報告の内容を確認し、受理

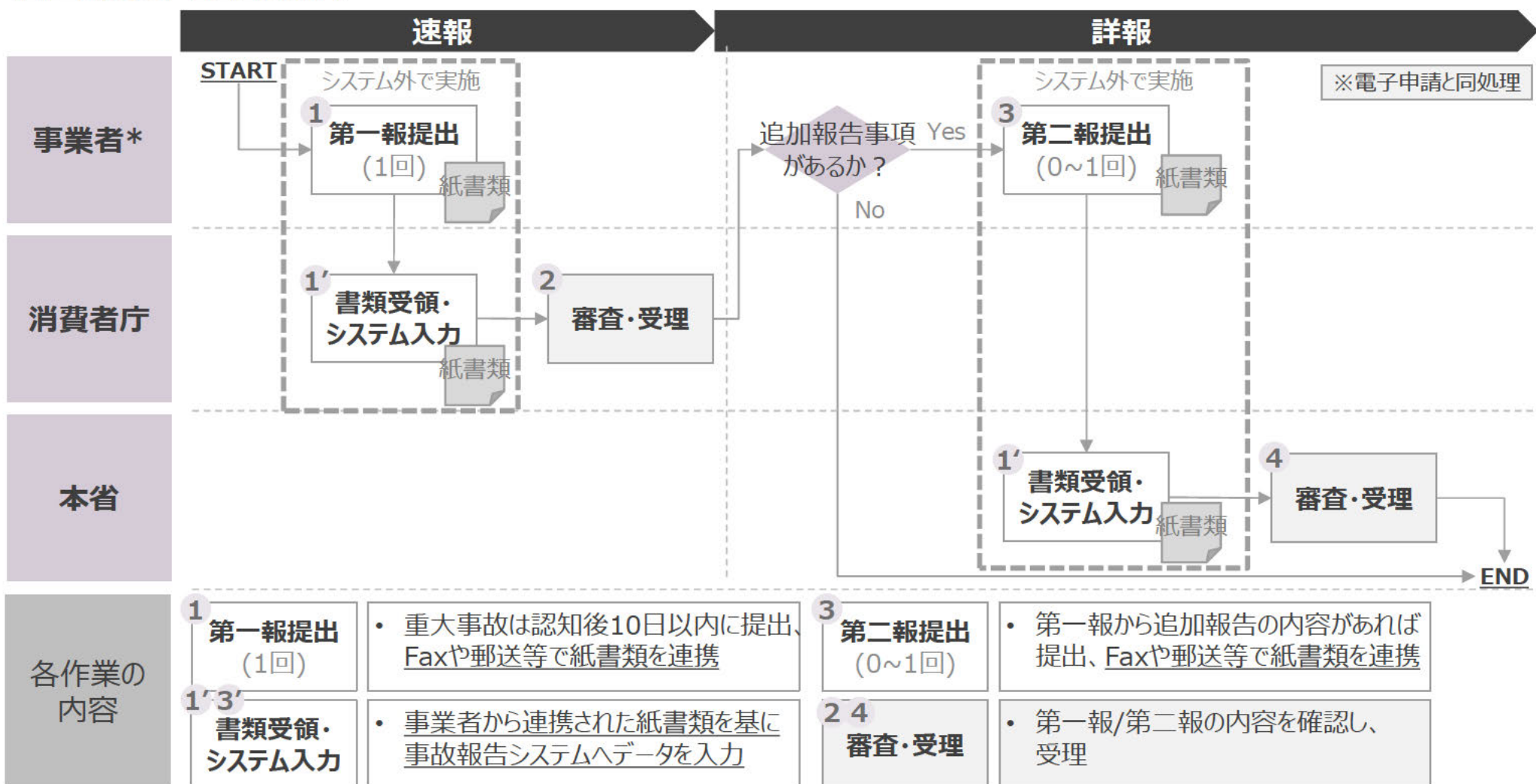
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)

事故報告システム構築後も、作業環境等の理由により、紙媒体で報告されることが想定される。その場合は、届出の受理者がシステムへの入力を行い、続けて電子申請時と同様に審査・受理処理を行う。

例) 製品安全の事故報告



3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



①システム化検討方針(電気)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の 記載ルール の統一、 フリーテキスト項目の構造化 や 項目細分化 を行う。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	現行業務で詳報公表システムを利用して公開していた 公表情報 を、 事故報告システム上で公開 する。(※GビズID非保持者向けの公開方法は検討中)	詳報DBを事故報告システムに統合し、効率的に事故情報を公開するため。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告の提出・受理業務の電子化 に加え、監督部の内部管理台帳の 管理項目 や 独自確認項目 を 事故報告システム に入力し、事故情報を一元管理できるようにする。	事故に関する情報を事故報告システムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	既存システム (電気事故報告書管理システム・詳報DB)を 事故報告システムに統合 する。	複数システムへのデータ入力の手間や、システム間の情報連携の手間を削減するため。 ➡次頁参照

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

(参考) 既存システムの統合方針

既存システムは、業務負荷の軽減やデータ一元化の観点から事故報告システムへ統合する方針となった。

N : 既存システム統合の検討余地がある業務(No)

既存システム			用途	方針(案)	理由
本省 管理	電気事故報告書 管理システム		監督部にて事故報告データを入力し、分析に利用	事故報告システムへ統合	- 現行業務で主な課題となっている既存システムへのデータ入力作業や、データ連携用ファイルのやりとりに掛かる業務負荷を軽減することができるため - データ利活用を見据え、事故情報データを一元化するため
	NITE 管理	詳細作成 支援システム	事業者が詳細を作成・提出		
			NITEが詳細管理システムへの詳細データ登録用にXMLファイルを抽出		
		詳細管理 システム	NITEが詳細データを登録		
			NITEが公表用データを作成		
			監督部がNITEにて作成した公表用データを確認し、詳細公表システムへの公開設定を実施		
			監督部にてエリアごとの事故情報統計表を出力		
		詳細公表 システム	公表用データの公開先		

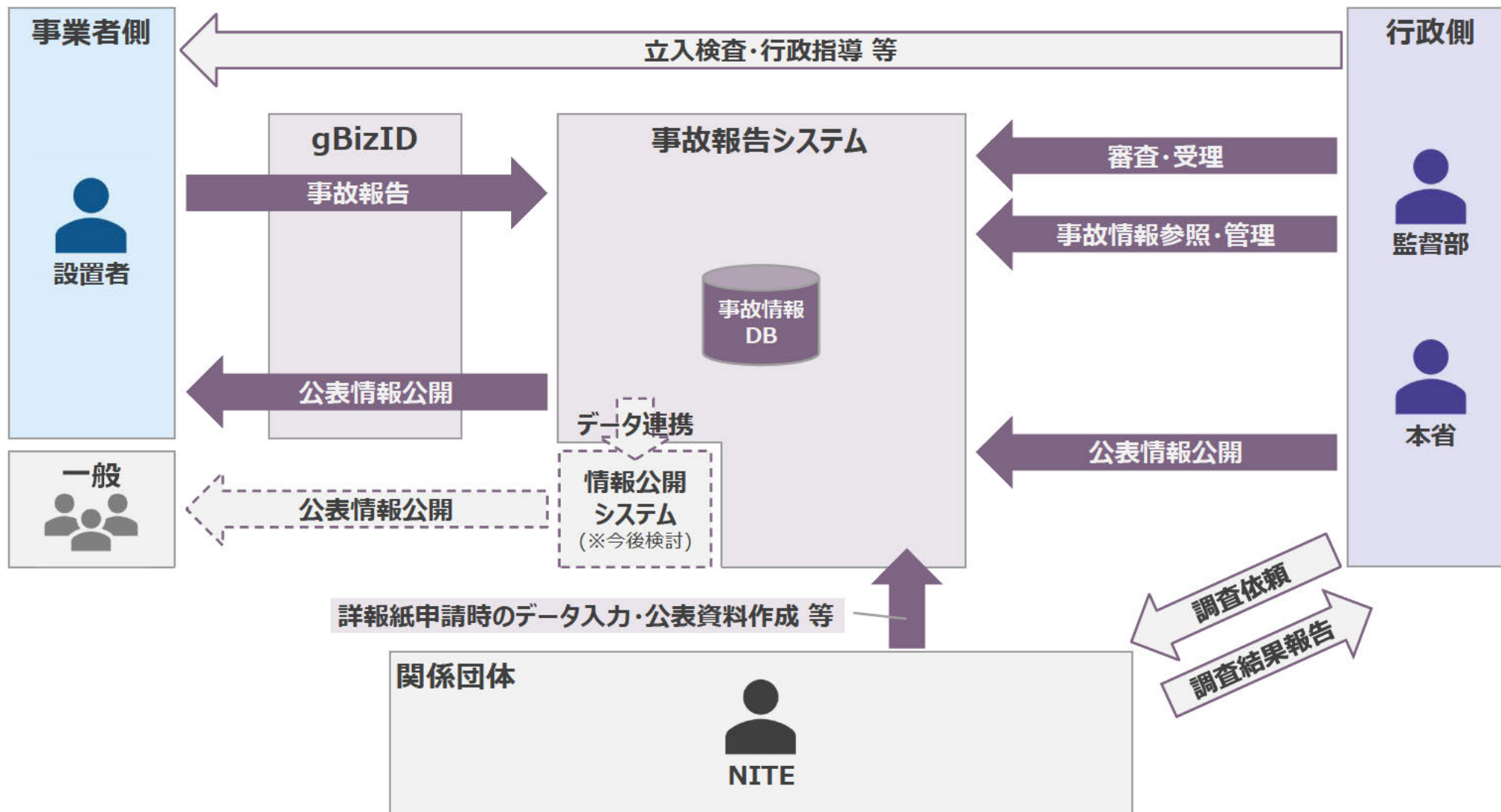
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

②システム導入後のイメージ(電気)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

←: システム化対象業務
⇐: システム化対象外業務
⇨: 今後検討箇所

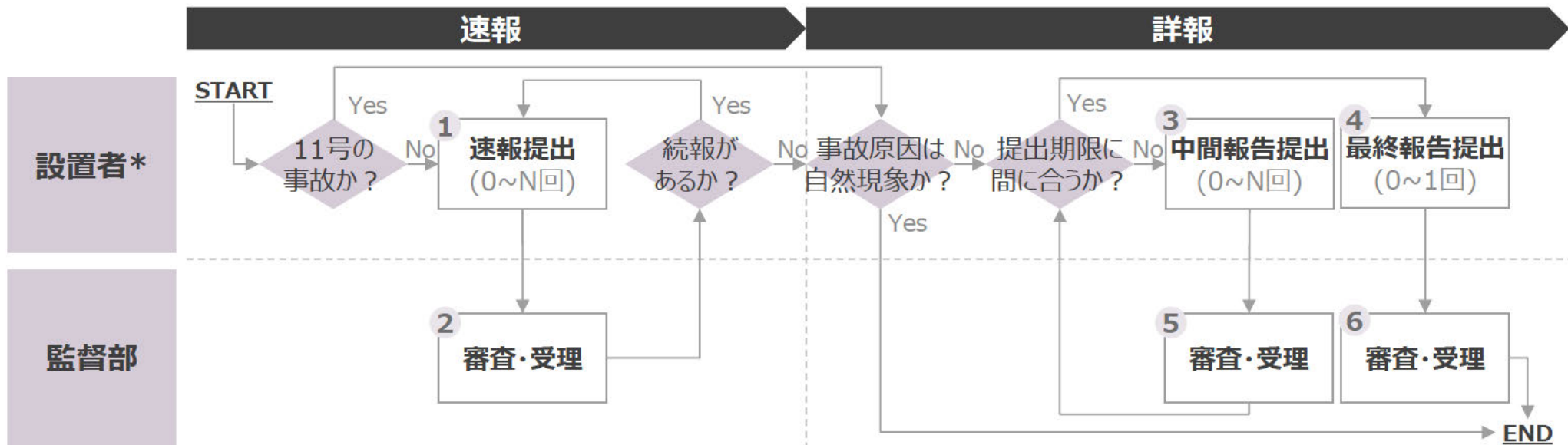


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③ 事故報告の流れ(電気)

電気法令では、速報、詳報の2回の提出を基本とするが、事故内容や事故の調査状況により、速報が提出不要なケースや速報・詳報を複数回提出する場合もある。



※ 紙申請で提出された場合は、速報時は監督部、詳報時はNITEにてデータ入力を行う。詳細は次頁参照。

※ 電気関係報告規則に定める第5,8,10号の事故の場合は紙申請とし、経産省宛てに提出する。(経産省にて受理後、経産省にてデータ入力する。)

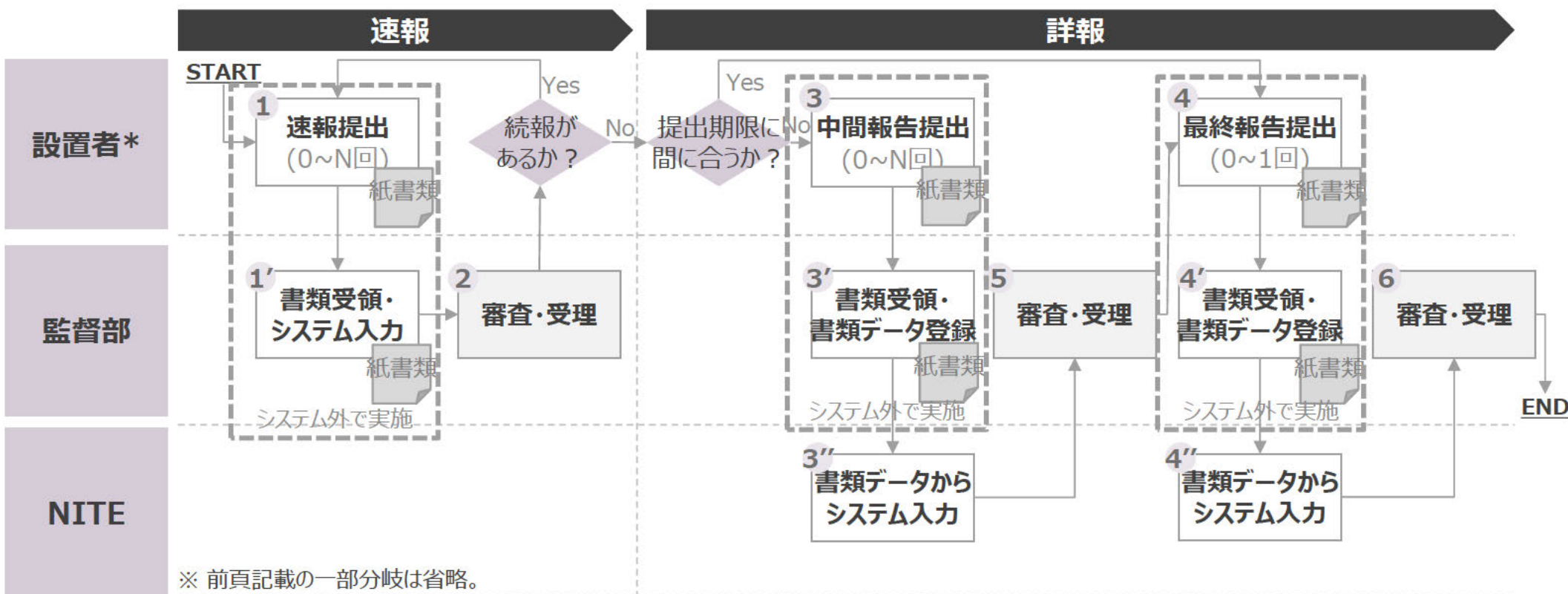
各作業の内容	1	速報提出 (0~N回)	- 速報提出は事故発生から24H以内 - 電気関係報告規則に定める第11号の事故の場合は速報提出不要 - 速報の内容に誤りがあった場合は、続報として提出	3	中間報告提出 (0~N回)	事故発生から30日以内に報告ができない場合は中間報告を提出し、後日最終報告を提出
	2	審査・受理	速報の内容を確認し、受理	4	最終報告提出 (0~1回)	- 事故発生から30日以内に提出 - 一部ケースでは提出不要 (電気関係報告規則第3条第2項 参照)
	5	審査・受理	中間報告/最終報告の内容を確認し、受理	6	審査・受理	

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

(参考) 紙申請の場合の事故報告の流れ (電気)

事故報告システム構築後も、作業環境等の理由により、紙媒体で報告されることが想定される。その場合は、速報は監督部、詳報届出はNITEがシステムへの入力を行う。審査・受処理は電子申請同様に監督部が行う。



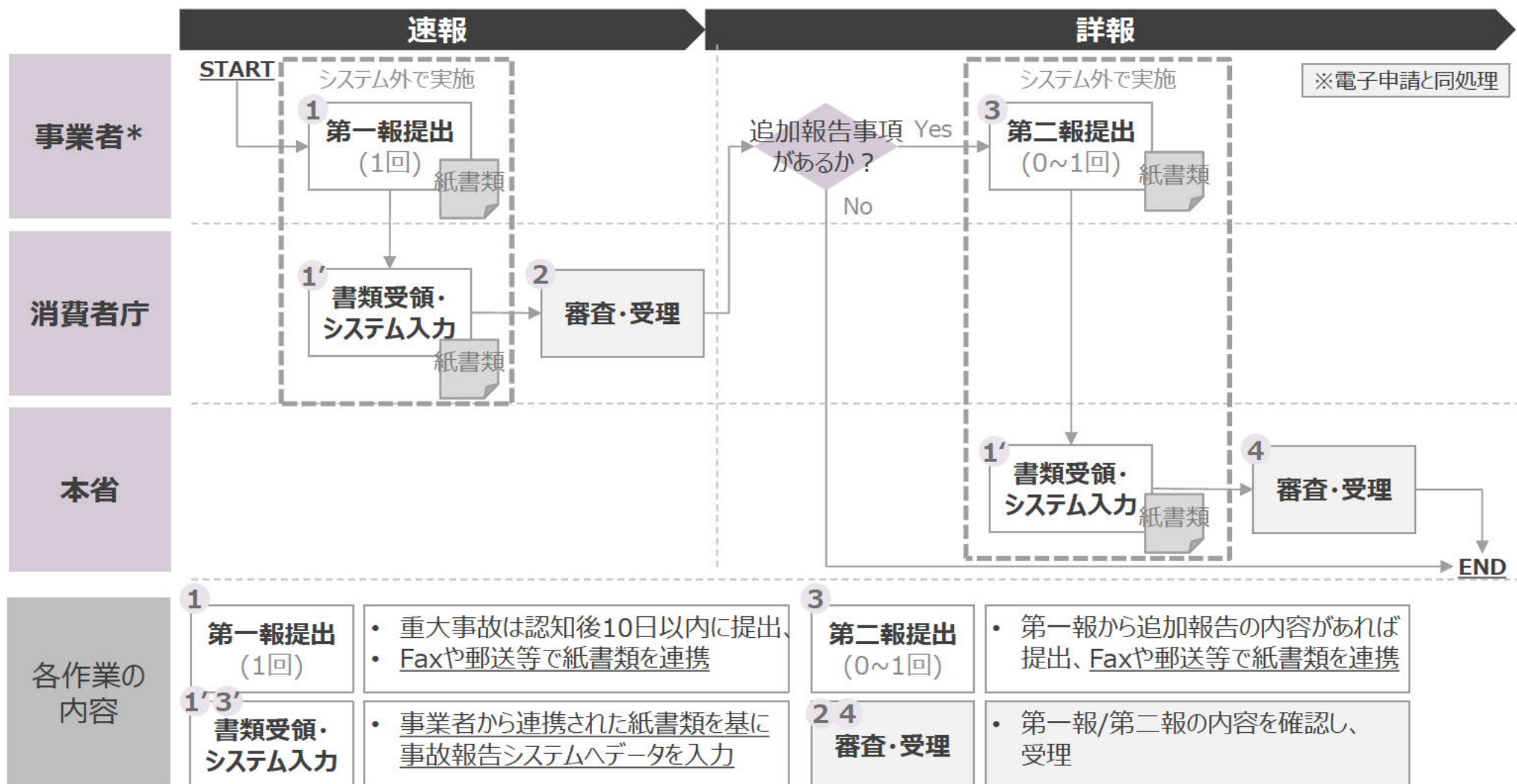
各作業の内容 (電子申請との差分のみ記載)	1 3 4 速報/中間報告 最終報告提出	・ Faxや郵送等で紙書類を連携	3' 4' 書類受領・ 書類データ登録	・ 事業者から連携された紙書類をデータ化し、事故報告システムに登録
	1' 書類受領・ システム入力	・ 事業者から連携された紙書類を基に事故報告システムへデータを入力	3'' 4'' 書類データから システム入力	・ 登録された書類データを基に、事故情報を事故報告システムに入力

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

(参考) 紙申請の場合の事故報告の流れ (電気)

事故報告システム構築後も、作業環境等の理由により、紙媒体で報告されることが想定される。その場合は、届出の受理者がシステムへの入力を行い、続けて電子申請時と同様に審査・受理処理を行う。



3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



①システム化検討方針(鉱山)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の記載ルールの一貫、フリーテキスト項目の構造化や項目細分化を行う。また、現行の省内管理資料を基にシステムとして 管理すべき事項を整理 する。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	現行業務では災害事例DB(Excelファイル)で公開していた 公表情報を、事故報告システムで公開 する。(※GビズID非保持者向けの公開方法は検討中)	災害事例DB(Excelファイル)を事故報告システムに統合し、効率的に事故情報を公開する。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告の提出・受理業務の電子化 に加え、本省の内部管理台帳の 管理項目や独自確認項目を事故報告システムに入力 し、事故情報を一元管理できるようにする。	事故に関する情報を事故報告システムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	事故報告を事故報告システムで一元管理することで、報告の提出状況自動確認や 優良事例検索等により事故報告の管理・集計・公表情報作成をシステム上で行える ようにする。	事故情報を事故報告システムに一元化することで、複数媒体へのデータ入力負荷を軽減するため。 ➡優良事例検索機能については次頁参照

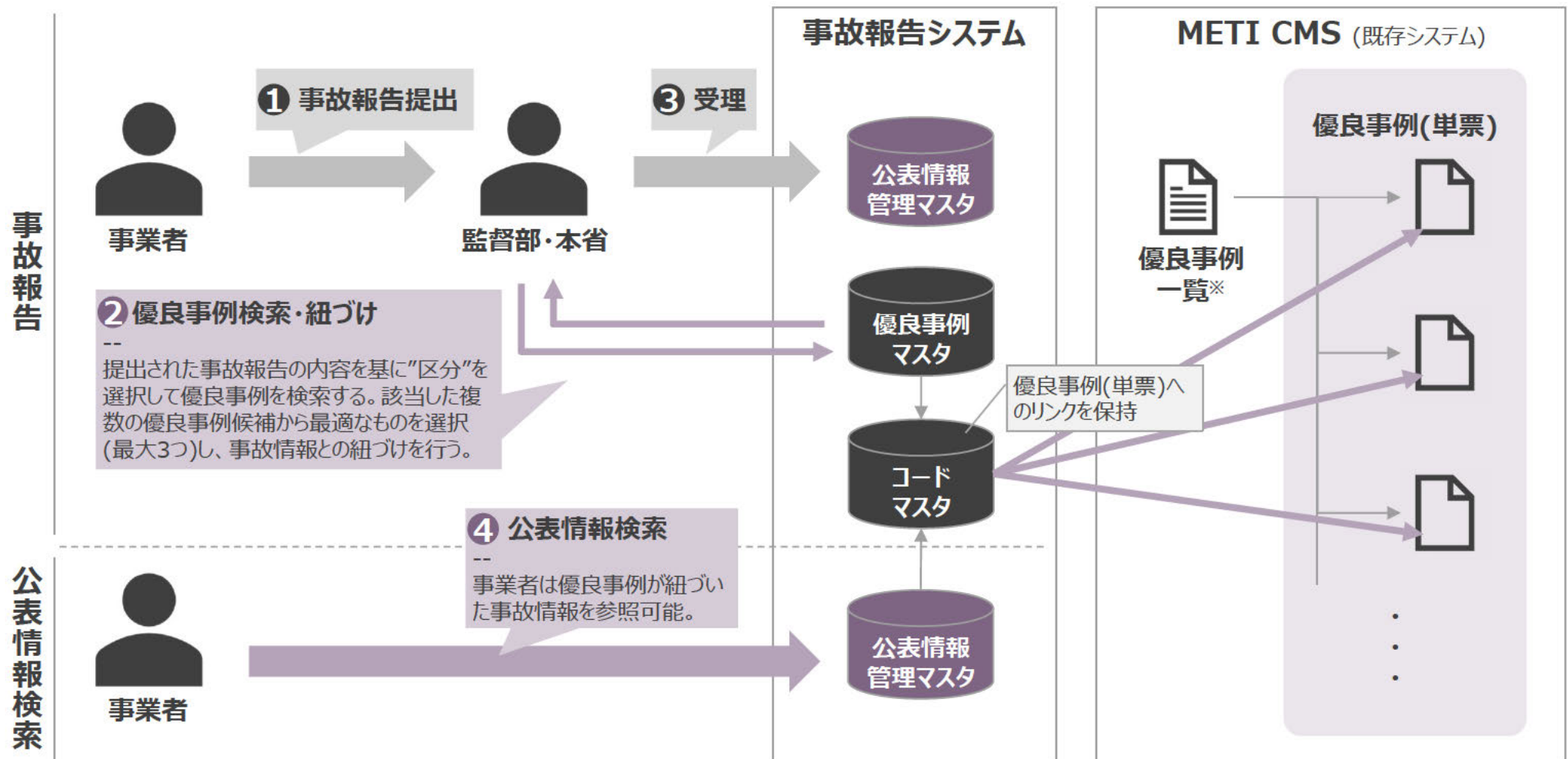
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

① (参考) 優良事例検索機能

優良事例*の紐づけ業務効率化のため、監督部・本省にて、事業者から提出された事故報告の内容から優良事例区分を判断し、その区分を基に優良事例を検索して事故情報との紐づけができる機能を設けることとなった。

*優良事例・・・経済産業省が取りまとめた、各鉱山で実施している災害防止対策の事例集。事業者の保安確保措置検討の参考として公開。



* 鉱山災害を防止するためのハードとソフトの優良事例集 https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/mine/files/jireishu2.pdf

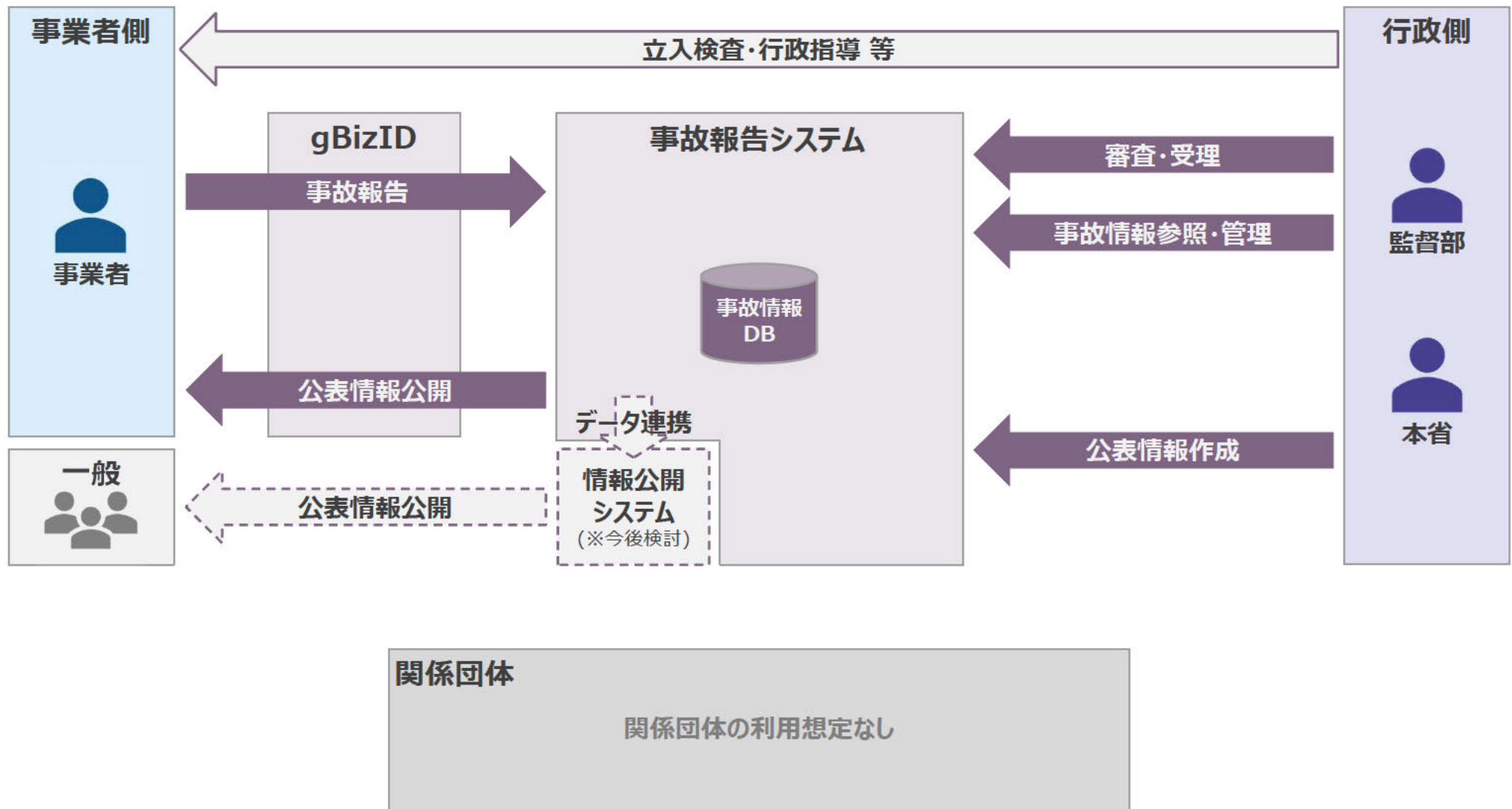
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

② システム導入後のイメージ(鉱山)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

← : システム化対象業務
⇐ : システム化対象外業務
⇨ : 今後検討箇所

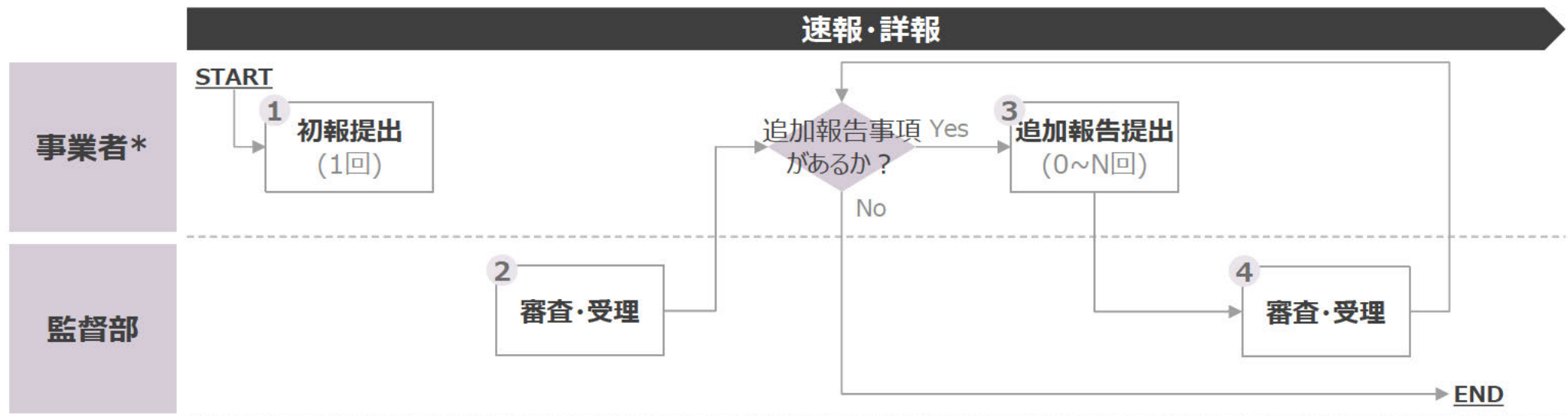


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③事故報告の流れ(鉱山)

事業者からの報告受領後、監督部にて内容確認、受理を行う。追加報告事項がある場合は追加報告を提出する。



* 紙申請の場合は監督部にてデータ入力を行う。詳細はP.21「(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)」参照。

各作業の内容	1 初報提出	・ 災害発生後、速やかに内容を報告	3 追加報告提出	・ 災害発生から30日以内※に報告を実施 ・ 初報からの追加報告がない場合は不要
	2 4 審査・受理	・ 初報/追加報告の内容を確認し、受理	* 災害内容によって異なる。	

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



① システム化検討方針(火薬)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の記載ルールの一貫、フリーテキスト項目の構造化や項目細分化を行う。また、現行の省内管理資料を基にシステムとして管理すべき事項を整理する。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	火薬類災害事故年報や火薬類事故防止対策委託事業報告書で公開している 個別の事故情報を事故報告システムで公開 する。	事故情報を事業者にリアルタイムで公開するため。 また、事故年報等の作成の際の集計の負荷を軽減するため。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告の提出・受理業務の電子化 に加え、本省の内部管理台帳の 管理項目や独自確認項目を事故報告システムに入力 し、事故情報を一元管理できるようにする。	事故に関する情報を事故報告システムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	本省・監督部の 内部管理台帳を事故報告システムに統合 する。	事故情報を事故報告システムに一元化することで、複数媒体へのデータ入力や本省・監督部間連携の負荷を軽減するため。

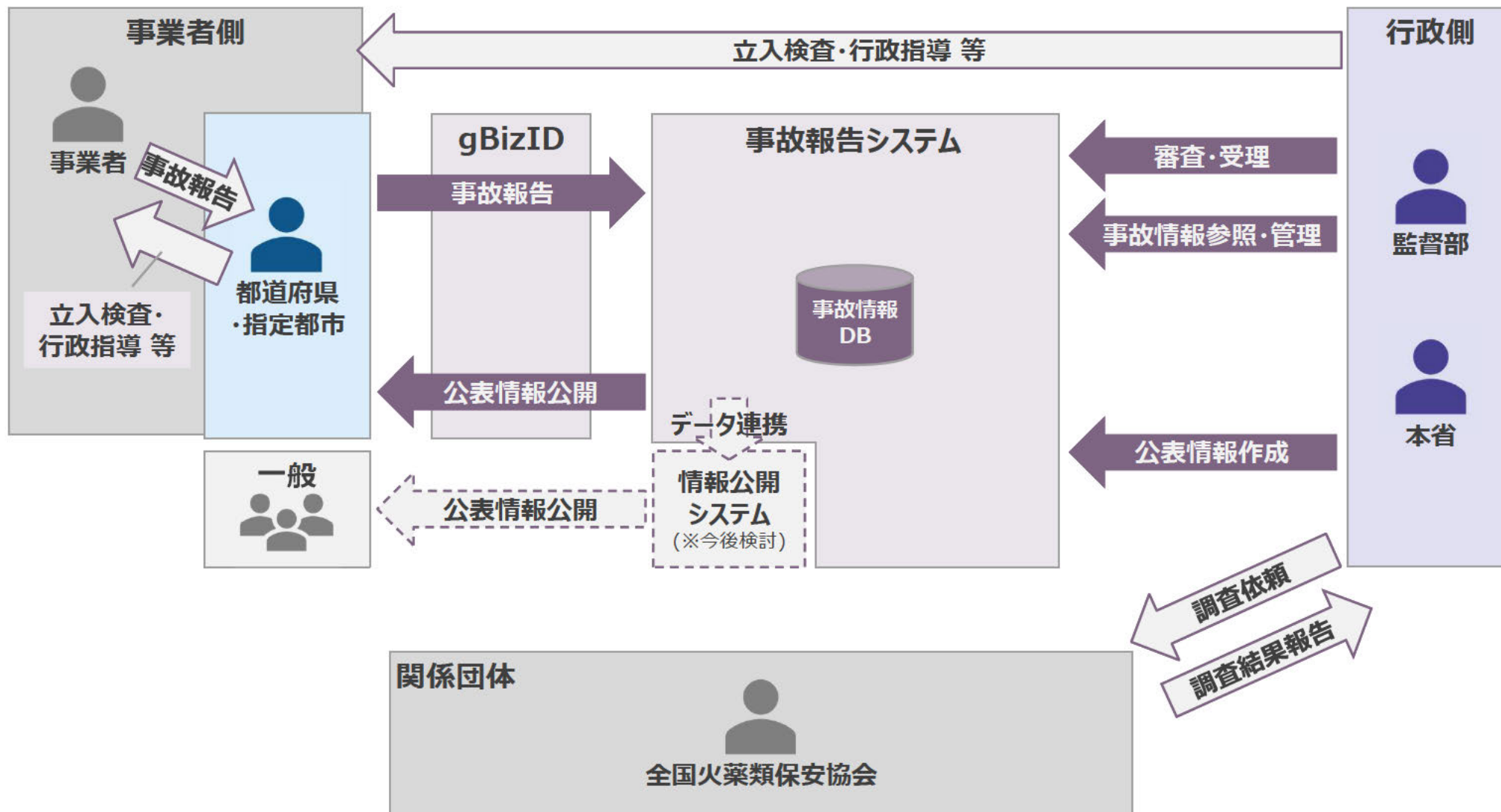
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

② システム導入後のイメージ(火薬)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

←: システム化対象業務
⇐: システム化対象外業務
⇨: 今後検討箇所

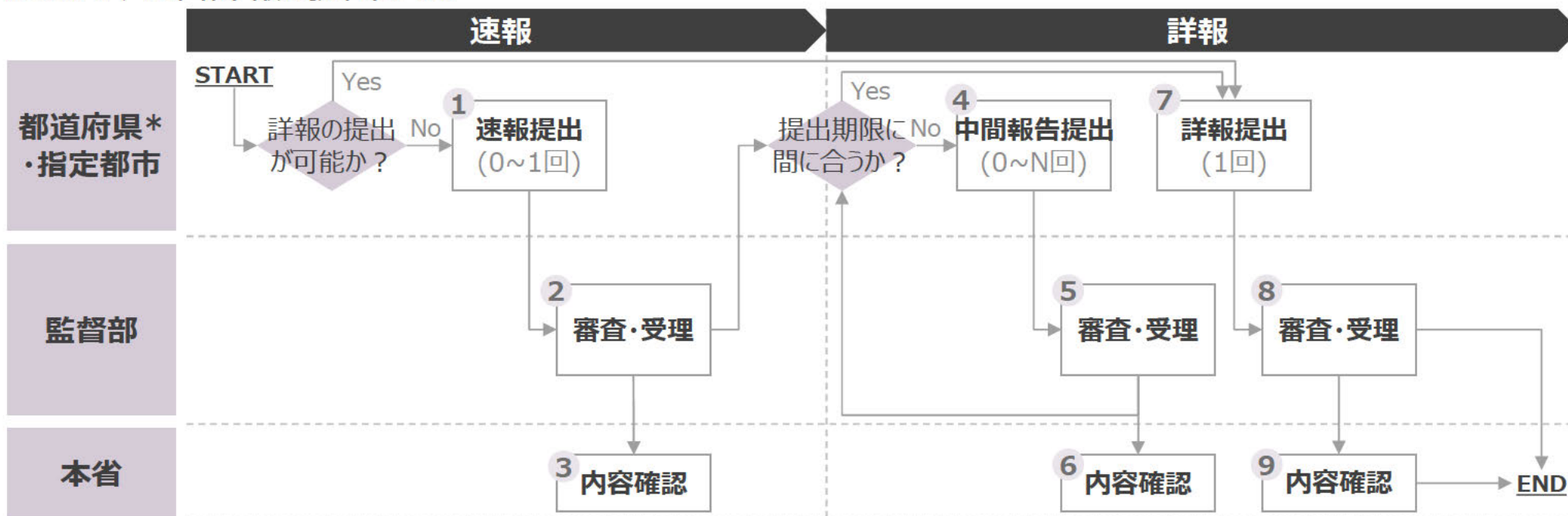


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③事故報告の流れ(火薬)

都道府県等からの速報受領後、監督部が審査、受理し、本省も内容を確認する。その後、事故詳細を記載した詳報も同手順で報告・受理される。調査未完了等で規定期間内に提出できない場合は、中間報告を提出したうえで、後日詳報を提出する。



* 紙申請の場合は監督部にてデータ入力を行う。P. 21「(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)」参照。

各作業の内容	1 初報提出 (1回)	・ 事故発生後に提出	3 6 9 内容確認	・ 初報/続報の内容を確認
	2 5 8 審査・受理 公表情報作成	・ 初報/続報の内容を確認し、受理	4 中間報告提出 (0~N回)	・ 詳報が間に合わない場合に提出
			7 詳報提出 (1回)	・ 事故発生から20日以内に提出

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



①システム化検討方針(高圧ガス)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の 記載ルールの統一 、 フリーテキスト項目の構造化 や 項目細分化 を行う。また、現行の省内管理資料を基にシステムとして 管理すべき事項を整理 する。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	現行、高圧ガス保安法事故一覧表で公開している 個別の事故情報を事故報告システムでも公開 する。	公表情報管理用のマスタテーブルを用意しておき、将来的に事故報告システム上で公表業務を完結できるようになることに備えておくため。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告の提出・受理業務の電子化 に加え、本省の内部管理台帳の 管理項目や独自確認項目を事故報告システムに入力 し、事故情報を一元管理できるようにする。	事故に関する情報を事故報告システムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	本省の 内部管理台帳を事故報告システムに統合 する。 また、 事故情報をCSV出力する機能を設ける 。	事故情報を事故報告システムに一元化することで、複数媒体へのデータ入力や本省・監督部間連携の負荷を軽減するため。また、事故情報をCSV出力することで、KHKへのデータ連携負荷を軽減するため。

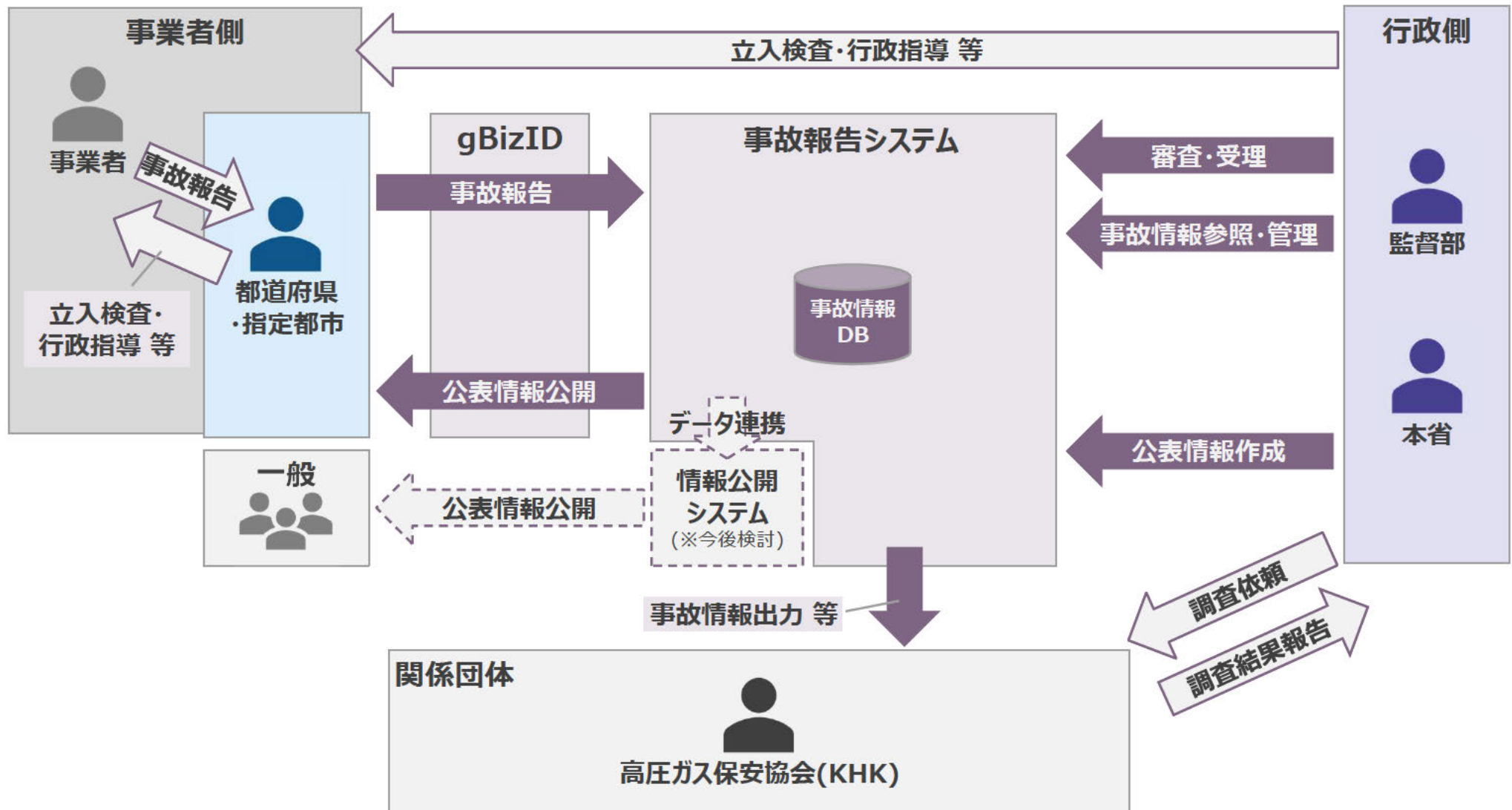
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

② システム導入後のイメージ(高圧ガス)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

←: システム化対象業務
⇐: システム化対象外業務
⇨: 今後検討箇所

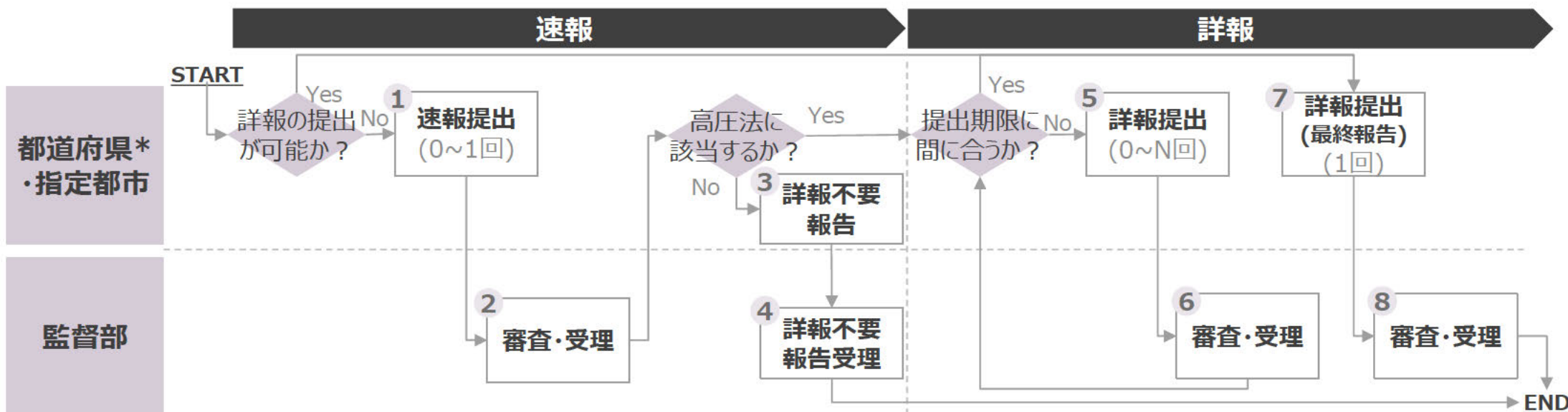


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③ 事故報告の流れ(高圧ガス)

都道府県等からの速報受領後、監督部が審査、受理する。その後、事故詳細を記載した詳報も同手順で報告・受理される。調査未完了等で規定期間内に提出できない場合は、中間報告を提出したうえで、後日最終報告を提出する。調査過程で高圧法に該当しない事故であった際は、詳報の提出は不要となる。



* 紙申請の場合は監督部にてデータ入力を行う。P. 21「(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)」参照。

各作業の内容	1 速報提出 (0~1回)	- 事故発生後に提出 - 詳報が提出可能であれば省略可	4 詳報不要報告受理	詳報不要の報告を確認し、受理
	2 6 8 審査・受理	速報/続報の内容を確認し、受理	5 詳報提出 (0~N回)	最終報告が期限内に提出できない場合に状況を報告
	3 詳報不要報告	調査の結果、高圧法に該当しない事故の場合、後続の詳報が不要な旨を報告	7 詳報提出 (最終報告) (1回)	事故発生から10日以内もしくは翌月までに提出 (事故規模により異なる)

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



①システム化検討方針(液石)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の 記載ルール の統一、 フリーテキスト項目の構造化 や 項目細分化 を行う。また、現行の省内管理資料を基にシステムとして 管理すべき事項を整理 する。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	重大製品事故の場合に作成する プレスリリース 、 ガス事故速報(概要一覧) の項目を 事故報告システム上で保持 する。(※公表資料はCSV出力したものを基に作成する。)	公表情報管理用のマスタテーブルを用意しておき、将来的に事故報告システム上で公表業務を完結できるようになることに備えておくため。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告の提出・受理業務の電子化 に加え、本省の内部管理台帳の 管理項目 や 独自確認項目 を 事故報告システムに入力 し、事故情報を一元管理できるようにする。	事故に関する情報を事故報告システムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	本省・監督部の 内部管理台帳 を 事故報告システムに統合 する。 また、 各帳票 (通知一覧表や取下依頼表等) 項目のCSV出力機能を設ける 。	事故情報を事故報告システムに一元化することで、複数媒体へのデータ入力負荷を軽減するため。また、事故情報をCSV出力することで、消費者庁やKHKへのデータ連携負荷を軽減するため。

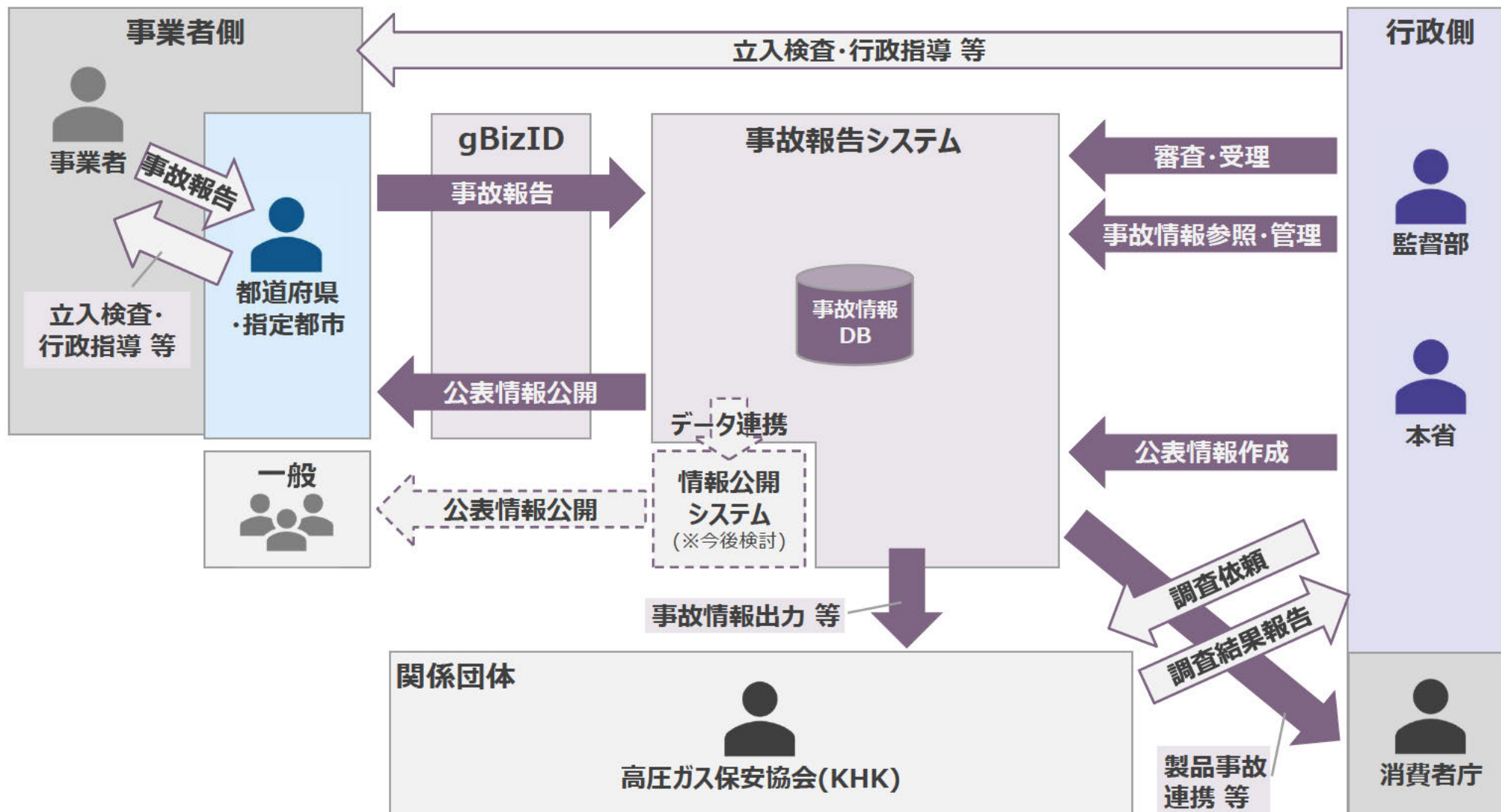
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

②システム導入後のイメージ(液石)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

←: システム化対象業務
⇐: システム化対象外業務
⇨: 今後検討箇所

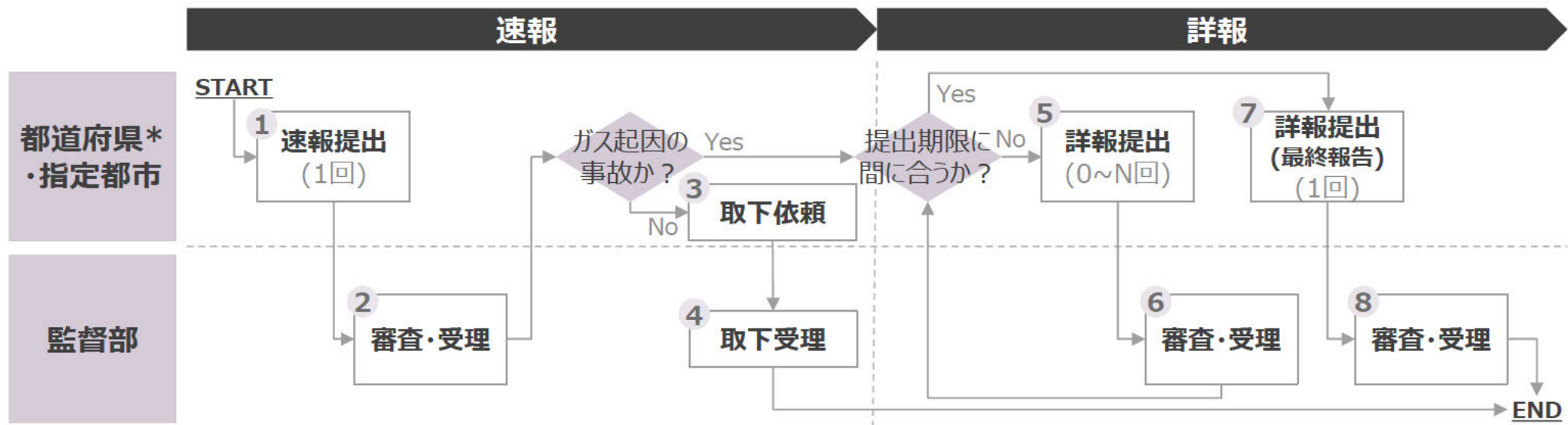


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③ 事故報告の流れ(液石)

都道府県等からの速報受領後、監督部が審査、受理する。その後、事故詳細を記載した最終報告も同手順で報告・受理される。調査未完了等で規定期間内に提出できない場合は、中間報告を提出したうえで、後日詳細を提出する。調査によりガス起因でないことが判明した場合は、事故報告の取り下げを行う。



* 紙申請の場合は監督部にてデータ入力を行う。P. 21「(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)」参照。

各作業の内容	1 速報提出 (1回)	・ 事故発生後に提出	4 取下受理	・ 依頼内容を確認し、受領した速報を取下げ
	2 6 8 審査・受理	・ 速報/続報の内容を確認し、受理	5 中間報告提出 (0~N回)	・ 最終報告が期限内に提出できない場合に状況を報告
	3 取下依頼	・ 調査の結果ガス起因の事故でなかった場合、事故報告の取下の依頼を提出	7 詳報提出 (最終報告) (1回)	・ 事故発生から10日以内もしくは翌月までに提出 (事故規模により異なる)

3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性



①システム化検討方針(都市ガス)

事故報告システム構築の目的を踏まえ、各観点から具体的なシステム化方針を検討した。

システム化検討観点(※再掲)	システム化方針	理由
1 行政監督体制の高度化・先進化 収集した法令手続きデータ等を活用し、行政監督体制の高度化・先進化等に寄与すること	報告様式や報告項目の 記載ルール の統一、 フリーテキスト項目の構造化 や 項目細分化 を行う。また、現行の省内管理資料を基にシステムとして 管理すべき事項を整理 する。	事業者からの報告内容や記載粒度を標準化することで、今後のデータ利活用に利用しやすいデータの蓄積ができるようにするため。
2 データ駆動型の保安実現 事故情報や優良対策事例等を効果的に公開することによる、データ駆動型の保安実現に寄与すること	重大製品事故の場合に作成する プレスリリース、ガス事故速報(概要一覧)の項目を事故報告システム上で保持 する。(※公表資料はCSV出力したものを基に作成する。)	公表情報管理用のマスタテーブルを用意しておき、将来的に事故報告システム上で公表業務を完結できるようになることに備えておくため。
3 効率的なデータ収集 アナログ業務の電子化やデータ管理の一元化等を図り、効率的なデータ収集に寄与すること	事故報告の提出・受理業務の電子化 に加え、監督部の内部管理台帳の 管理項目 や 独自確認項目を事故報告システムに入力 し、事故情報を一元管理できるようにする。	事故に関する情報を事故報告システムで一元管理し、データ利活用を見据えた有用なデータ収集を行うため。
4 業務負荷軽減 システム化により「データ入力」や「データ分析」等の業務が新たに発生することを見据え、AsIsの業務課題を解決することで、システム化前後の業務負荷削減に寄与すること	本省・監督部の 内部管理台帳を事故報告システムに統合 する。 また、 各帳票(通知一覧表や取下依頼表等)項目のCSV出力機能を設ける 。	事故情報を事故報告システムに一元化することで、複数媒体へのデータ入力負荷を軽減するため。また、事故情報をCSV出力することで、消費者庁やKHKへのデータ連携負荷を軽減するため。

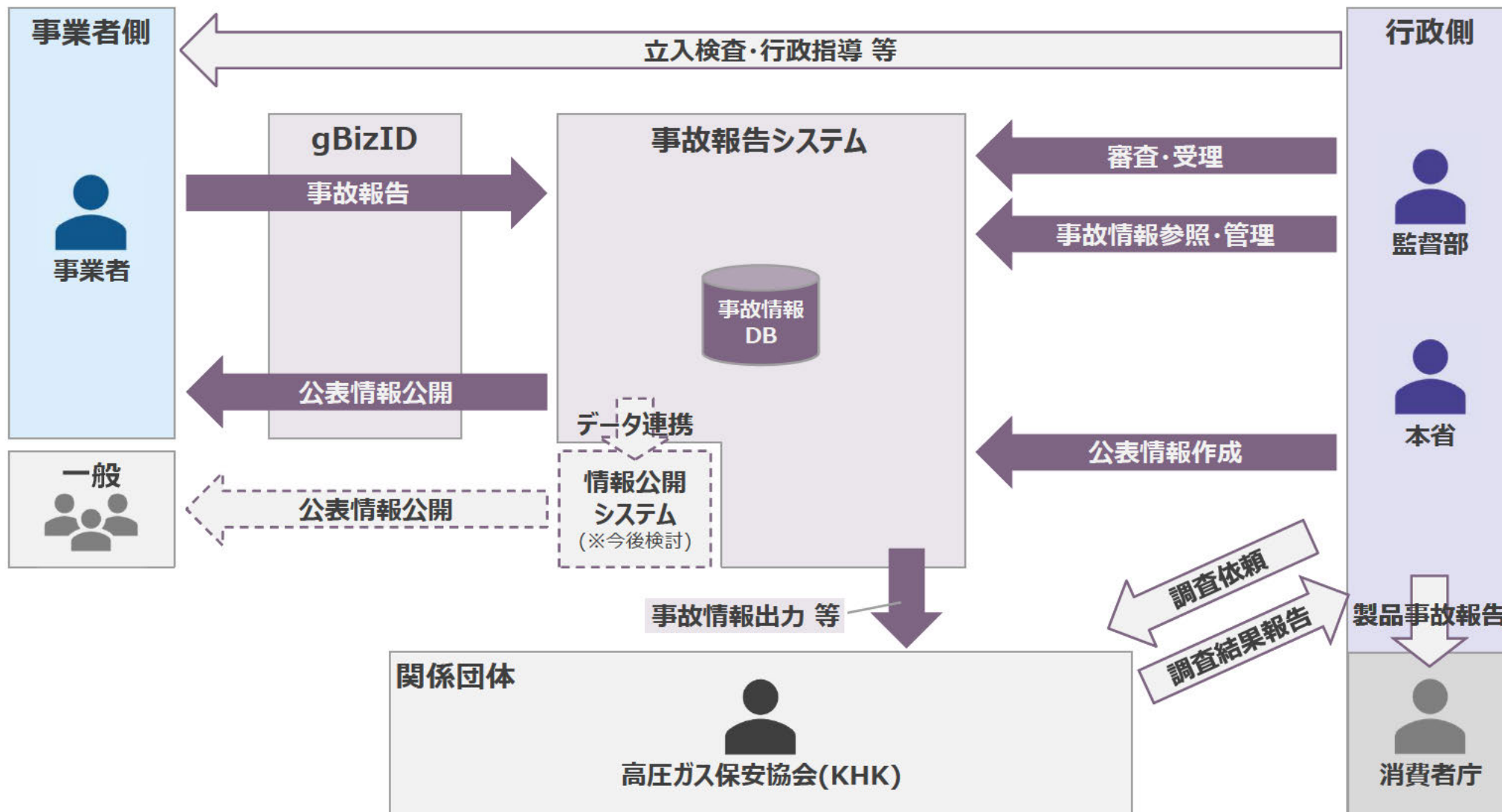
3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

②システム導入後のイメージ(都市ガス)

事故報告システム導入後の事故報告業務のイメージを下記に示す。

←: システム化対象業務
⇐: システム化対象外業務
⇨: 今後検討箇所

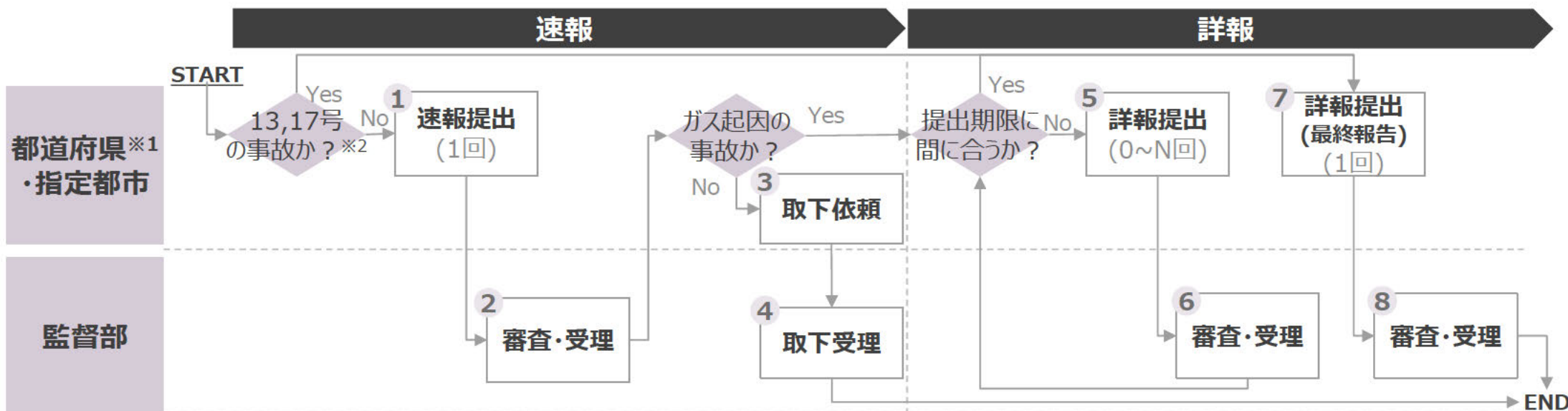


3. 事故報告システム検討内容

(5) 法令別システム化の具体的な方向性

③ 事故報告の流れ(都市ガス)

都道府県等からの速報受領後、監督部が審査、受理する。その後、事故詳細を記載した最終報告も同手順で報告・受理される。調査未完了等で規定期間内に提出できない場合は、中間報告を提出したうえで、後日詳細報告を提出する。調査によりガス起因でないことが判明した場合は、事故報告の取り下げを行う。



※1 紙申請の場合は監督部にてデータ入力を行う。P. 21「(参考) 紙申請の場合の事故報告・リコール報告の流れ (製品安全)」参照。

※2 ガス関係報告規則第四条記載の号数。10号については、現運用に則り提出対象とする。

各作業の内容	1	速報提出 (1回)	・ 事故発生後に提出	4	取下げ受理	・ 依頼内容を確認し、受領した速報を取下げ
	2 6 8	審査・受理	・ 速報/続報の内容を確認し、受理	5	中間報告提出 (0~N回)	・ 最終報告が期限内に提出できない場合に状況を報告
	3	取下依頼	・ 調査の結果ガス起因の事故でなかった場合、事故報告の取下の依頼を提出	7	最終報告提出 (1回)	・ 事故発生から10日以内もしくは翌月までに提出 (事故規模により異なる)

(6) システムの全体像

事故報告手続関係者のシステム利用方式の概略を下記に示す。

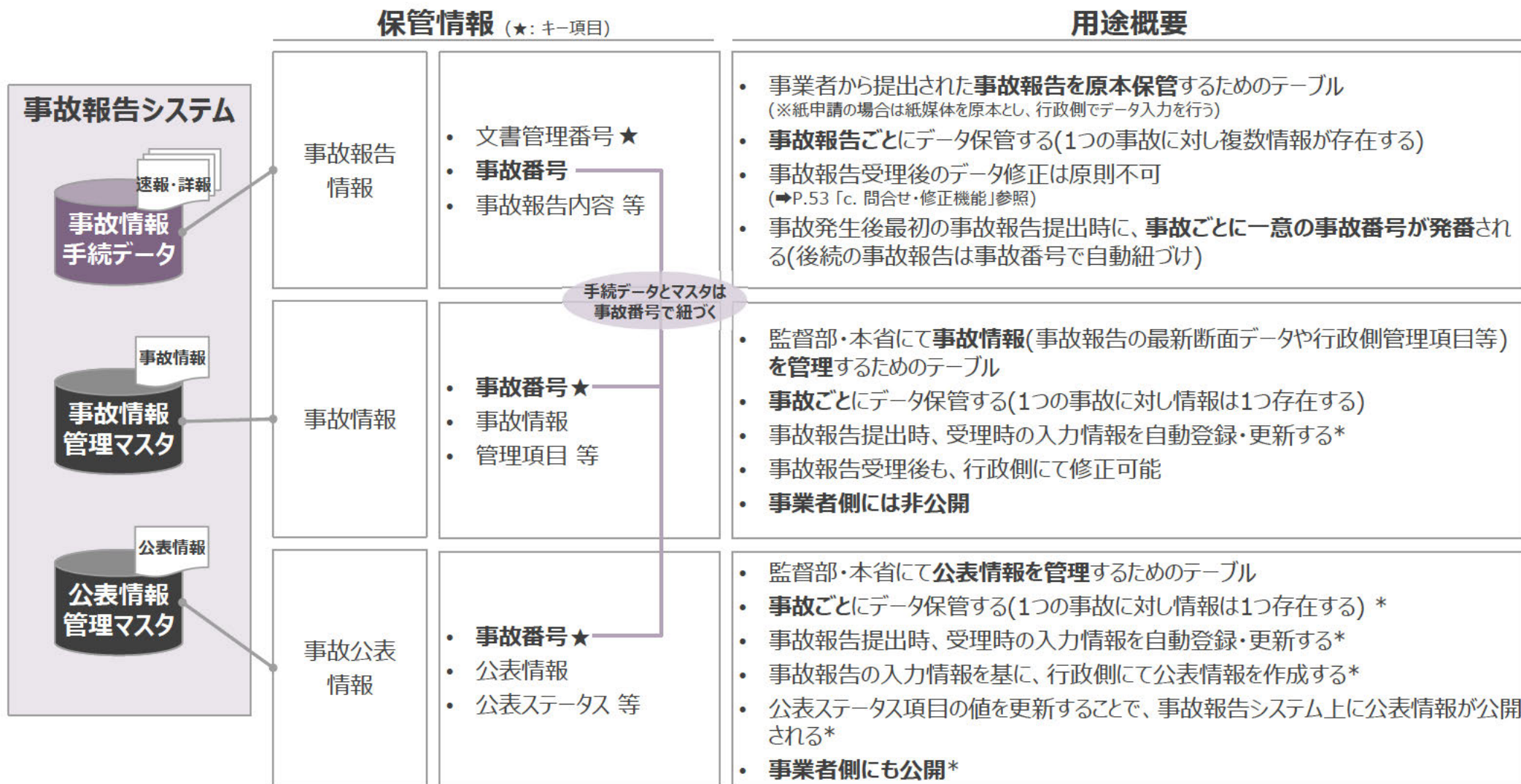


3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像

(参考) 事故報告システムの管理情報

事故報告システムで管理する基本的な情報の用途を下記に示す。各テーブル間のデータは、初報提出時に自動発番される「事故番号」で紐づく。



3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像

② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限 (1/3)

事故報告システムを利用する想定ユーザーと利用機能を下記に示す。

ユーザー	法令	利用イメージ	利用機能								データ参照 可能範囲
			対象管理情報	参照	更新	削除	帳票 出力	審査	問合せ	取下げ	
事業者	共通	・ 事故報告を提出する ・ 公表情報を検索する*1	事故情報管理マスタ	×	×	×	×	-	-	-	自組織が作成したデータ のみ
			公表情報管理マスタ	●*1	×	×	●*1	-	-	-	
			リコール情報管理マスタ	×	×	×	×	-	-	-	
			リコール公表情報管理マスタ	●*2	×	×	●*2	-	-	-	
			優良事例マスタ	●*3	×	×	●*3	-	-	-	
			事故手続情報	●	●	×	●	×	×	●	
本省		・ 事業者から提出された手続を審査・受理 する*1 ・ 公表情報を作成する*1 ・ 関係団体が作成した公表情報を確認す る*1	事故情報管理マスタ	●	●	●	●	-	-	-	制限なし
			公表情報管理マスタ	●	●	●	●	-	-	-	
			リコール情報管理マスタ	●*2	●*2	●*2	●*2	-	-	-	
			リコール公表情報管理マスタ	●*2	●*2	●*2	●*2	-	-	-	
			優良事例マスタ	●*3	●*3	●*3	●*3	-	-	-	
			事故手続情報	●	●	×	●	●	●	●	
監督部	製品安全 以外	・ 事業者から提出された手続を審査・受理 する ・ 事業者から提出された事故報告のデータ 入力を行う	事故情報管理マスタ	●	●	●	●	-	-	-	自組織が作成したデータ、 自組織宛てに提出され たデータのみ
			公表情報管理マスタ	●	●*1	●*1	●*1	-	-	-	
			事故手続情報	●	●	×	●	●	●	●	

*1 法令によって仕様の詳細は異なる

*2 製品安全の場合のみ

*3 鉱山の場合のみ

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像

② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限 (2/3)

(前頁の続き)

ユーザー	法令	利用イメージ	利用機能								データ参照 可能範囲
			対象	参照	更新	削除	帳票 出力	審査	問合せ	取下げ	
消費者庁	製品安全	・ 事業者から提出された手続を審査・受理し、METIへ受理後情報を連携する ・ METIが作成した公表用情報を確認する	事故情報管理マスタ	●	●	×	●	-	-	-	制限なし
			公表情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			リコール情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			リコール公表情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			事故情報手続	●	●	×	●	●	●	●	
NITE		・ METIが作成した公表用情報を確認する	事故情報管理マスタ	×	×	×	×	-	-	-	制限なし
			公表情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			リコール情報管理マスタ	×	×	×	×	-	-	-	
			リコール公表情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			事故情報手続	×	×	×	×	×	×	×	
	電気	・ 事業者から提出された速報・詳報を基に公表用資料の作成等を実施する ・ 事業者から提出された詳報のデータ入力を行う	事故情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	制限なし
			公表情報管理マスタ	●	●	×	●	-	-	-	
			事故情報手続	●	●	×	●	×	×	×	

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像

② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限 (3/3)

(前頁の続き)

ユーザー	法令	利用イメージ	利用機能								データ参照可能範囲
			対象	参照	更新	削除	帳票出力	審査	問合せ	取下げ	
都道府県 ※指定都市を含む	火薬 高压ガス 液石	- 事業者からの報告に基づき、監督部へ事故情報を報告する - METIが作成した公表用情報を確認する	事故情報管理マスタ	×	×	×	×	-	-	-	自組織が作成したデータ、自組織宛てに提出されたデータのみ
			公表情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			事故情報手続	●	●	×	●	×	●	●	
高压ガス 保安協会 (KHK)	高压ガス 液石 都市ガス	事業者から提出された速報・詳細を基に公表用資料の作成・事故の集計・分析等を行う。	事故情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	制限なし
			公表情報管理マスタ	●	×	×	●	-	-	-	
			事故情報手続	×	×	×	×	×	×	×	

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像 ③個別機能

a. アカウント管理 (ログイン) - gBizエントリーの事故報告提出可否について (1/2)

現行の保安ネットでは、法令によって利用可能なGビズアカウントが異なる。事故報告においては報告内容の審査時に身元確認を運用として実施していることから、gBizエントリーの提出を認める方針となった。

利用システム	法令		利用可能なgBizアカウント		
			gBizプライム	gBizメンバー	gBizエントリー
保安ネット	電気	設置者本人が申請	●	●	●
		代行申請	●	●	×
	製品安全		●	●	×
	都市ガス・鉱山・液石・火薬		●	●	●
事故情報システム	全法令 (電気・製品安全・高圧ガス・都市ガス・ 鉱山・液石・火薬)		●	●	●

※gBizアカウントごとの保安ネットの参照権限

- **gBizプライム**： 同一法人および個人事業主のgBizメンバーが提出した申請内容・結果を参照可能
- **gBizメンバー**： 同一グループ内の他メンバーが提出した申請内容・結果を参照可能
- **gBiz エントリー**： 自身のアカウントから提出した申請内容・結果のみ参照可能

3. 事故報告システム検討内容

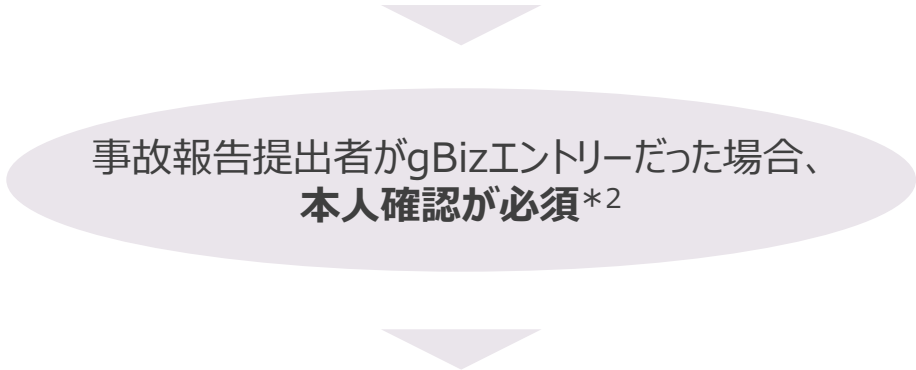
(6) システムの全体像 ③個別機能

a. アカウント管理(ログイン) - gBizエントリーの事故報告提出可否について (2/2)

(前頁の続き)

● 検討の背景

事故報告の内容には、個人名や電話番号等の「**個人情報**」に加えて、けがや入院状況等の「**機微情報**^{*1}」も含まれる。また、「**一般に公表される情報**」でもあることから、情報の取り扱いには慎重になる必要がある。



事故報告提出者がgBizエントリーだった場合、
本人確認が必須^{*2}

● 検討結果

下記の運用を行うことで、**gBizエントリーによる事故報告の提出を認める。**

- 事業者から事故報告を受理する際に、提出者に対して**電話等で身元確認**を行う。
- 事故報告の**受理画面に身元確認実施有無のチェックボックス**を設け、チェックを行わないと受理ができない仕様とする。

^{*1} 個人情報の中でも特に配慮が必要な情報と位置付けられており、情報の取得や利用に制限のある情報。

<機微情報の例>

- 思想、信条又は宗教に関する事項
- 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、身体・精神障害、犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項
- 勤労者の団結権、団体交渉その他団体行動の行為に関する事項
- 集団示威行為への参加、請願権の行使その他の政治的権利の行使に関する事項
- 保健医療又は性生活に関する事項

※事故報告においては「身体障害」と「保険医療」に関する情報が該当

※各法令で扱う機微情報は「共通_非機能要件一覧_ver.1.0.xlsx」に記載

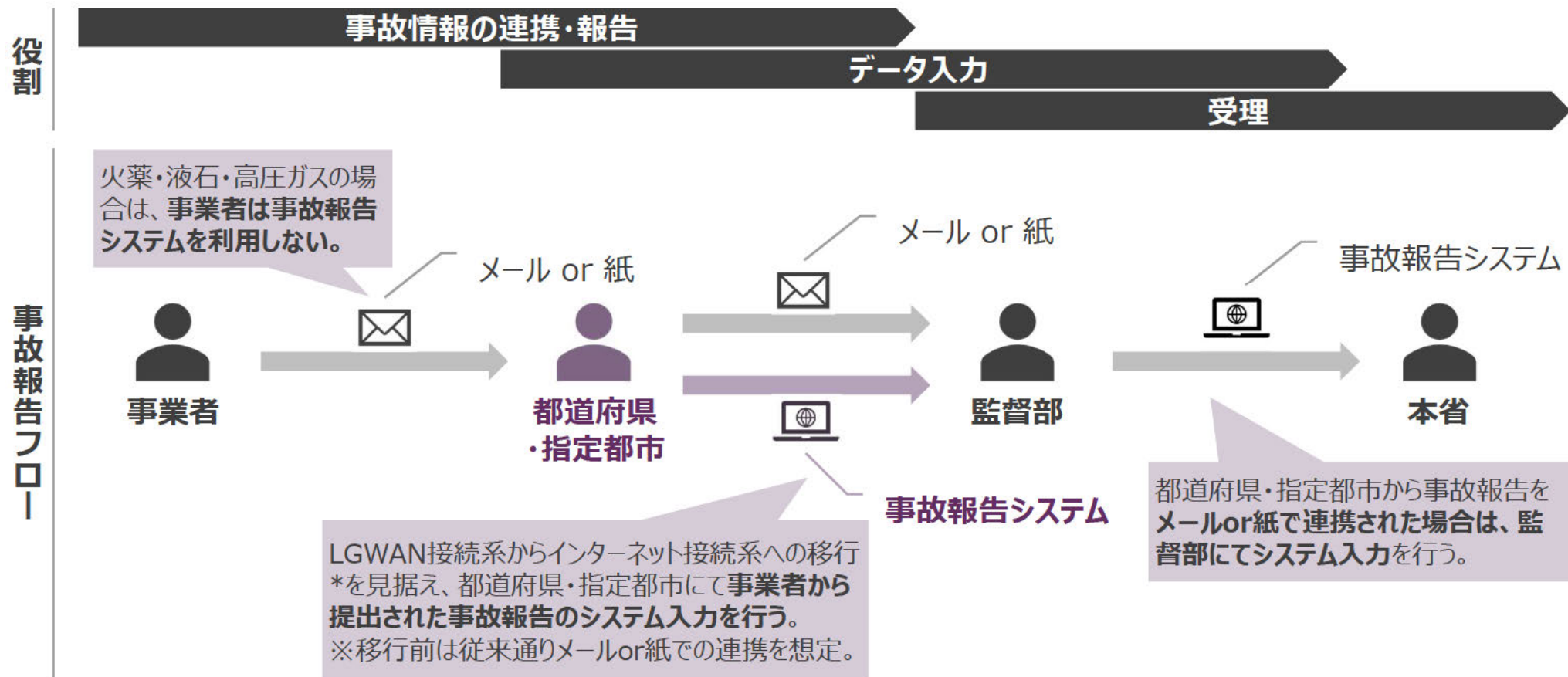
^{*2} gBizプライム、gBizメンバーであれば、アカウント登録時に事業者の本人確認が取れていることから、事故報告提出時の本人確認は不要の認識。

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像 ③個別機能

a. アカウント管理(ログイン) - 都道府県のシステム利用について(火薬・液石・高圧ガス)

都道府県・指定都市は現状LGWAN環境でありインターネット接続不可だが、今後インターネット接続系への移行が想定されているため、事故報告システムを利用する想定で検討を進めることとなった。



*『自治体情報セキュリティ対策の見直し(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei07_02000098.html)』参照

3. 事故報告システム検討内容

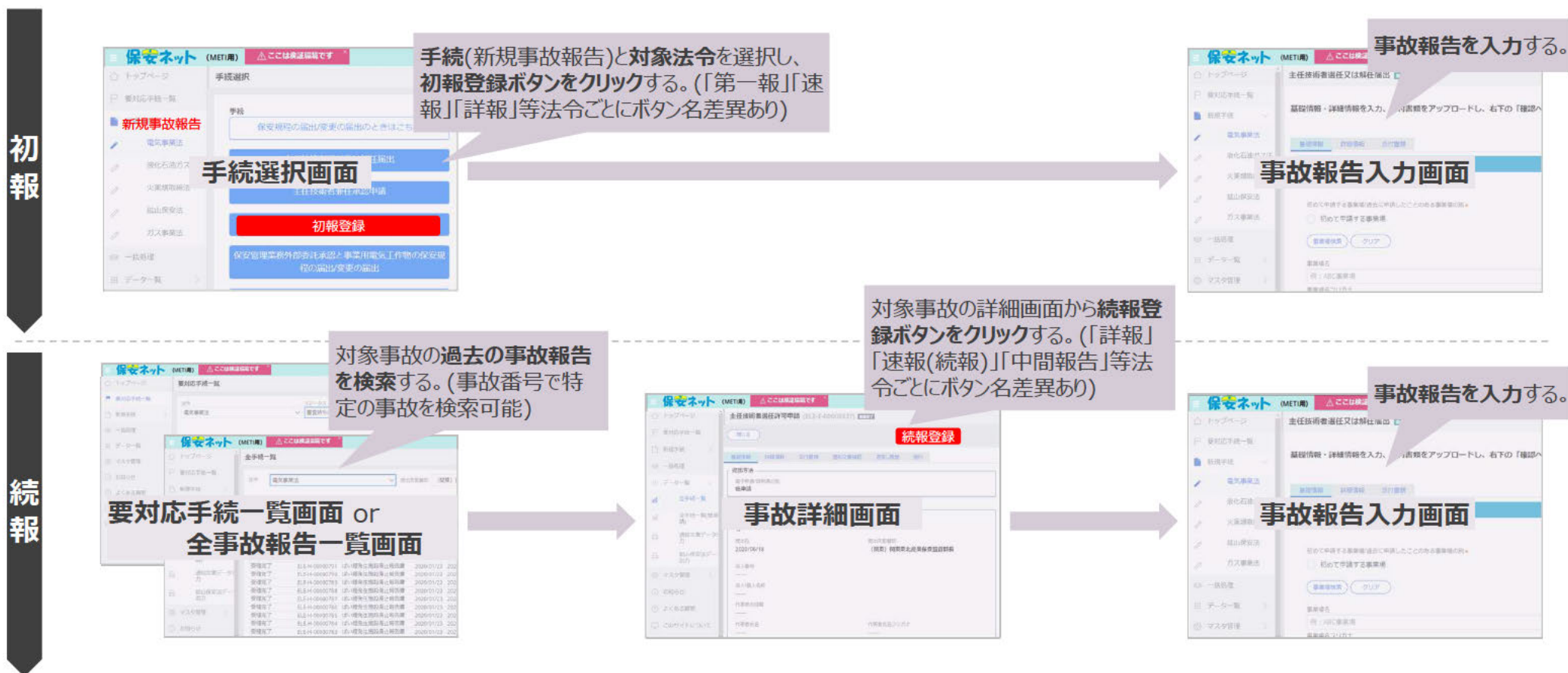
(6) システムの全体像 ③ 個別機能

b. 事故情報入力機能 - 初報・続報の入力方法の違い

初報*¹入力時は手続選択画面から手続・法令を選択し、事故報告内容を入力するが、続報*²入力時は過去の事故報告を検索し、対象事故の詳細画面から続報入力を選択し、内容を入力する。

事故報告入力画面までの画面遷移

※画像はイメージ



*¹ 事故発生後初めて提出される事故報告(主に速報の第一報を指すが、法令や事故の種類によっては詳報になる場合もあり)

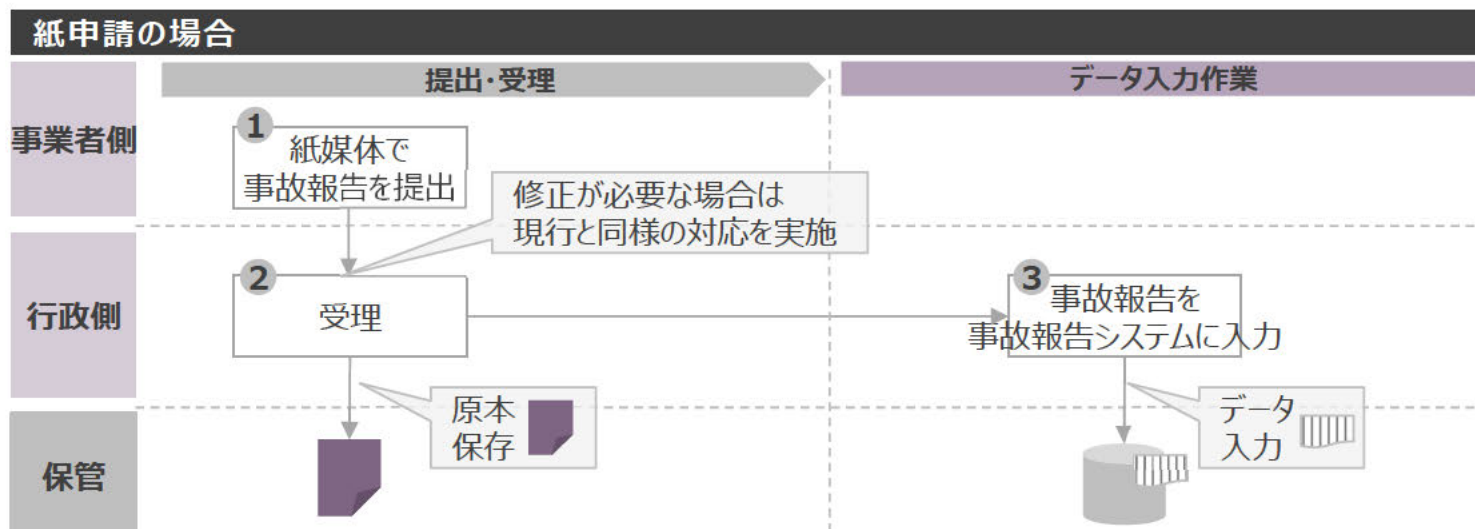
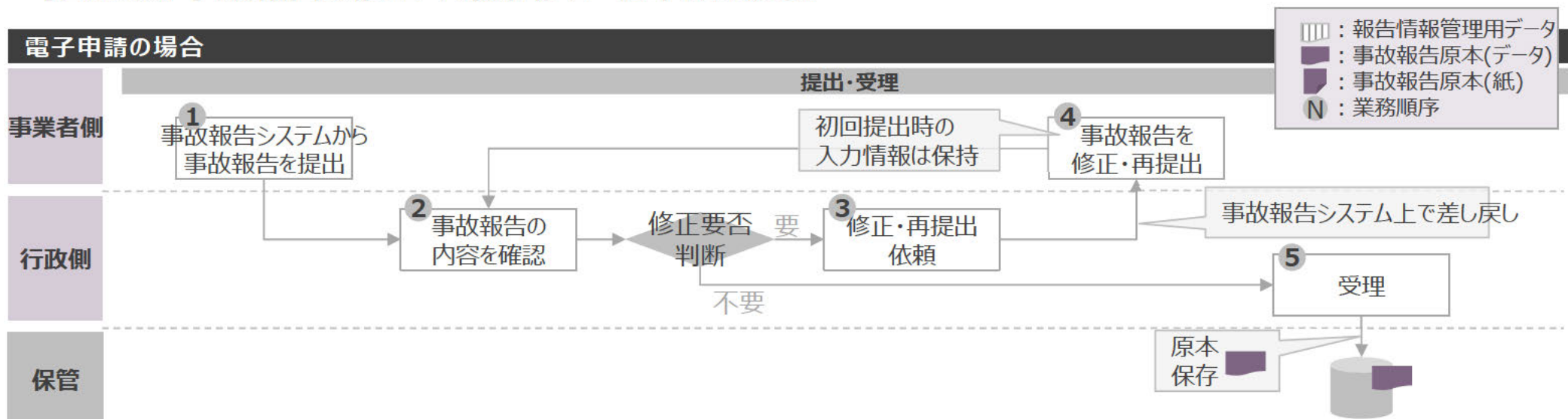
*² 初報提出後以降に提出される事故報告(速報の続報や詳報など)

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像 ③個別機能

c. 問合せ・修正機能 - 事故報告の修正について

電子申請の場合は事業者から提出された内容を原本として保管するため、受理後の行政側での修正は原則不可となった。事故報告の修正・再提出フローは下記の通り。



● 補足事項

一度受理した申請者側の入力情報を変更することは、**原則不可**とする。

(紙申請の場合のみ、事故報告システムへのデータ入力時のミス等で原本とは異なる情報が入力されてしまうことに備え、特別対応として修正機能を利用可能とする。)

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像 ③個別機能

c. 問合せ・修正機能 - 修正箇所確認機能について

提出者側で提出された事故報告について、過去の提出内容からの修正箇所を確認する作業の負荷を下げるため、提出済の事故報告データと新規提出の事故報告データを突合し、差異を一覧化するなどの確認機能を設ける必要がある。

問合せ・修正機能の機能イメージ

保安ネット (METI用) ここは検証環境です

トップページ

要対応手続一覧

新規手続

一括処理

データ一覧

マスタ管理

お知らせ

よくある質問

このサイトについて

集中入力センター

操作中

保安管理業務外部委託承認 (ELE-B-00006047) 審査中

発電所情報

発電所の有無 *

☐ 有 ☒ 無

需要設備情報

需要設備の有無 *

☒ 有 ☐ 無

報告内容確認画面 (イメージ)

低圧/高圧の別 *

低圧(600V以下の場合) ▾

最大電力(単位:kW)

電圧(単位:V) *

123.00

設備容量(単位:kVA) *

点検頻度 *

月に1回 ▾

今回申請分の需要設備の点検(自動算出値)

0.180

修正箇所確認

修正箇所確認機能

- 修正箇所確認ボタンを押下すると、突合先申請情報の検索・選択画面に遷移
 - 突合先を選択すると、下段の表に差異のある項目と入力内容の一覧が表示される
- ※ マスタテーブル(監督部・本省管理用の事故情報)との突合は不可。

差異のある項目一覧 (イメージ)

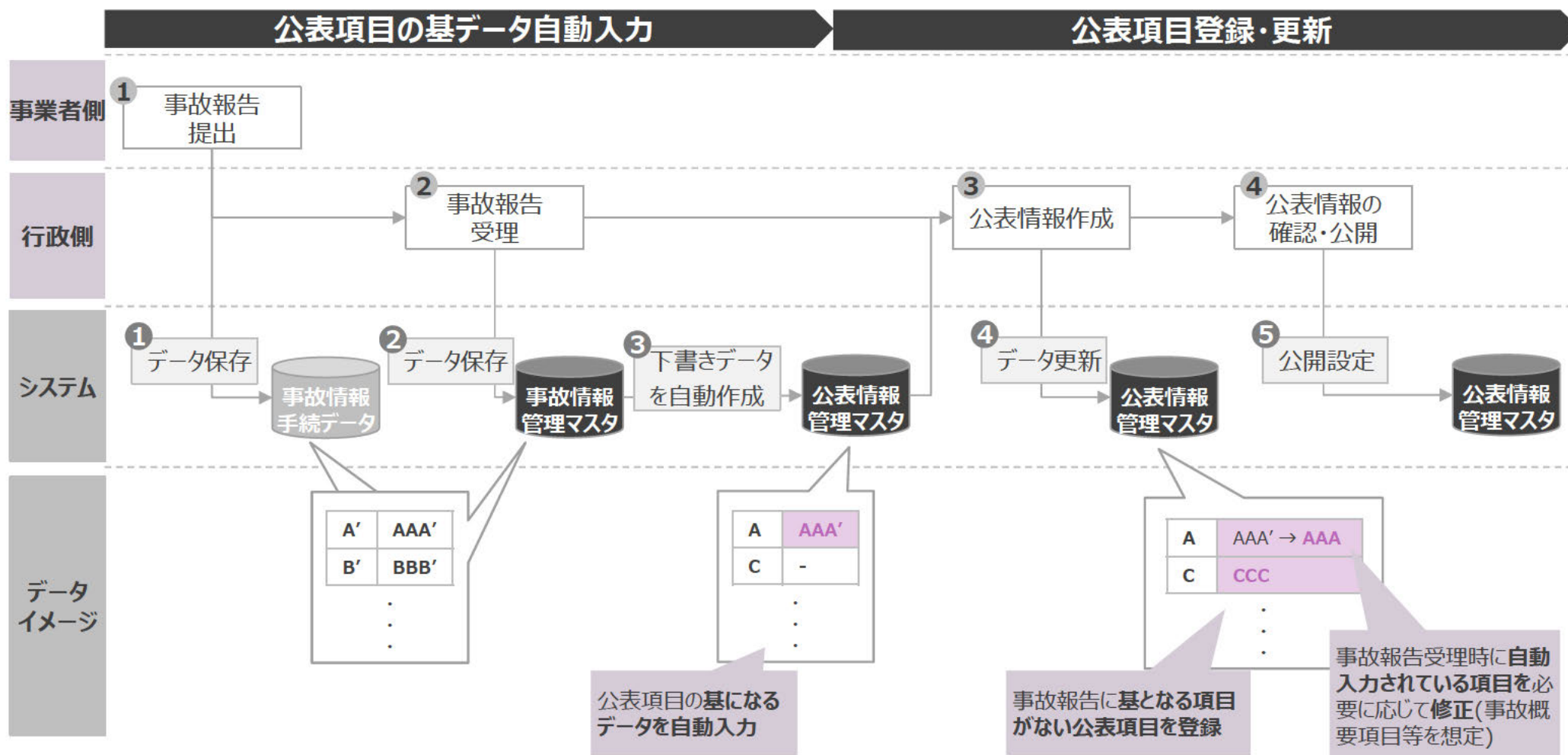
No	申請情報	申請情報項目	突合元内容	突合先内容
1	提出者情報	提出者住所_都道府県	東京都	神奈川県
2	XX	XX	YY	ZZ
3	XX	XX	YY	ZZ

3. 事故報告システム検討内容

(6) システムの全体像 ③個別機能

d. 公表情報作成機能

事故報告受理時に、公表情報管理マスタに公表情報の基となるデータが自動入力される。その後、必要に応じて公表項目の登録・更新を行い、公表情報を作成する。*

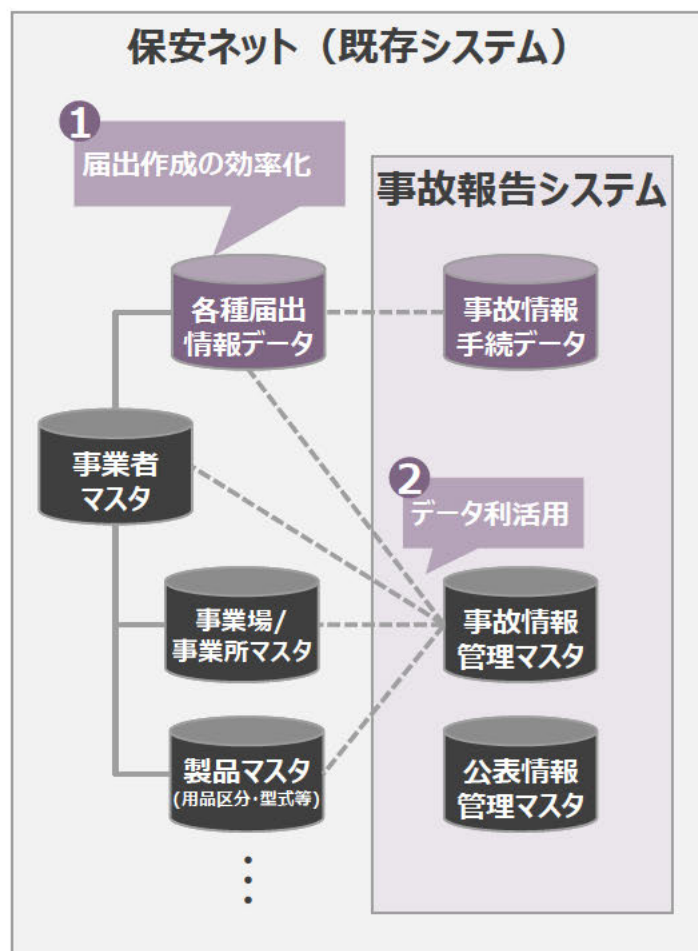


* 仕様は法令によって異なる。電気は詳報DBの機能を踏襲し、自動入力を行わず、公表情報作成画面上で対応する事故情報を参照しながら入力する方式。

3. 事故報告システム検討内容

(7) システム追加開発方針

今後の追加開発にて、既存システムである保安ネットと事故報告システムを連携することで、事故報告以外の届出作成の効率化や保安向上のためのデータ利活用が可能となる。



追加開発案	内容	必要な作業	メリット
1 届出作成の効率化	過去に提出した自身の事故報告の内容を集計して年報を作成する機能を設けるなど、 ワンストップ の仕組みや 入力補助 の機能を構築し、 提出者の入力作業を効率化 する。	- 集計項目の集計ロジック確認 - 不足項目の洗い出し - 集計機能の設計・実装	事業者の年報作成業務負荷軽減
2 データ利活用	保安ネットで管理している マスタ情報・各種届出情報 と 事故報告で蓄積したデータ を組み合わせることで、 保安の高度化や効率化に役立てる 。	詳細は別途整理	

1. 本事業の目的と実施作業	...	3	(6) システムの全体像	
			① システム全体図	... 44
2. 事故報告に関する前提事項			② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限...	46
(1) 事故報告システム検討の目的	...	6	③ 個別機能	
(2) 事故報告の対象手続	...	7	a. アカウント機能(ログイン)	... 49
(3) 事故報告の現況及び関係者	...	8	b. 事故情報入力機能	... 52
			c. 問合せ・修正機能	... 53
3. 事故報告システム検討内容			d. 公表情報作成機能	... 55
(1) 検討の進め方	...	11	(7) システム追加開発方針	... 56
(2) 現行業務の整理結果	...	12		
(3) 関係者アンケートの実施結果	...	13	4. 事故報告システムの導入に必要な役務	... 58
(4) 課題抽出結果	...	14		
(5) 法令別システム化の具体的な方向性	...	16	5. 用語定義	... 63
==以下、法令毎に整理==				
① システム化検討方針				
② システム導入後のイメージ				
③ 事故報告の流れ				

4. 事故報告システムの導入に必要な役務

事故報告システムの導入に向けては、システムの設計・開発および運用・保守の他、管理データの1本化に向けた過去の事故情報の移行や、利用者へのシステム導入の支援、プロジェクトの管理といった役務が必要と考えられる。

システム設計・開発	■ 定義された要件に基づくシステムの設計開発を実施
データ移行	■ 現在本省や監督部等が電子もしくは紙で保有している情報の内、事故情報に関する過去データをシステムに登録 ※ 本事業で選定した移行対象については、P.59「（参考）データ移行」参照。
導入支援	■ 事故報告システムの利用者に対して、利用イメージに応じたシステム導入に向けた支援を実施 ※ 利用者および利用イメージと想定課題については、P.60「（参考）導入支援」参照。
システム運用・保守	■ 運用保守期間内において、事故報告システムが業務に支障なく稼働するよう、運用・保守業務を実施、また該当業務を既存の保安ネット運用・保守業者へ引き継ぐ場合は引継ぎ作業を実施 ※ 引継ぎ時の想定作業については、P.61「（参考）システム運用・保守」参照。
プロジェクト管理	■ プロジェクトの全体計画書を作成し、それに基づき、上記の全役務に対する品質・進捗・課題・変更を管理 ■ 必要となる各種関係者との調整の支援を実施

4. 事故報告システムの導入に必要な役務

(参考) データ移行 – 対象データ概要

本事業にて選定したデータ移行対象となるデータは以下の通り。紙媒体やPDF形式データも含まれるため、移行方式等の詳細を構築時に検討する必要がある。

データ種別	現行管理システムのデータ	内部管理資料	その他	
詳細	(現行の事故情報管理システムがある場合) 該当システムから事故報告システムへ移行べきデータ	- 本省・監督部の独自管理データ - 内部での情報共有用管理一覧 等	—	備考等
製品安全	● (製品安全ガイド上データ)	—	—	—
電気	● (詳報管理システム上データ)	● (監督部内部管理データ)	—	—
液石	● (内部管理アクセス上データ)	—	—	—
高圧ガス	—	● (内部管理データ)	—	—
都市ガス	—	● (監督部内部管理データ)	—	一部PDF形式データあり
鉱山	—	● (内部管理データ)	●	紙媒体およびPDF形式データの事例集あり
火薬	—	● (内部管理データ)	●	一部PDF形式の事故年報データあり

4. 事故報告システムの導入に必要な役務

(参考) 導入支援 - システム利用者詳細

システムの利用者毎に、導入時に想定される課題が異なる。システムの円滑な導入に向けては、各利用者の利用イメージに応じた導入支援施策が必要となる。

ユーザー		法令	利用イメージ	想定される導入課題と留意点
報告者 (事業者側)	都道府県 ※指定都市を含む	火薬 高圧ガス 液石	- 事業者からの報告に基づき、監督部へ事故情報を報告する - METIが作成した公表用情報を確認する	- 電子申請化後も、紙媒体等での報告となり、行政側負荷が高止まりする可能性がある - 地域ごとのIT環境や管理主体の違いへの留意が必要
	事業者	共通	- 事故報告を提出する - 公表情報を検索する*	- 電子申請化後も、紙媒体等での報告となり、行政側負荷が高止まりする可能性がある - 対象は多岐にわたるため、効率的な支援が必要
確認者 (行政側)	本省		- 事業者から提出された手続を審査・受理する* - 公表情報を作成する* - 関係団体が作成した公表情報を確認する*	- 電子申請導入後の業務フローや仕様のすり合わせが不十分で、電子申請後にヘルプデスクへの問合せが発生し、業務効率が低下する可能性がある - 法令ごとに、業務フロー、システムの操作方法についての整理が必要
	監督部	製品安全 以外	- 事業者から提出された手続を審査・受理する - 事業者から提出された事故報告のデータ入力を行う	
	消費者庁	製品安全	- 事業者から提出された手続を審査・受理し、METIへ受理後情報を連携する - METIが作成した公表用情報を確認する	
関係団体	NITE	製品安全	METIが作成した公表用情報を確認する	- 電子申請導入後の業務フローの検討が不十分であり、電子申請後に本省への問合せや相談が発生し、業務効率が低下する可能性がある - 団体ごと、法令ごとの事故報告システムの利用方法の差異への留意が必要
		電気	- 事業者から提出された速報・詳細を基に公表用資料の作成等を実施する - 事業者から提出された詳細のデータ入力を行う	
	高圧ガス 保安協会 (KHK)	高圧ガス 液石 都市ガス	事業者から提出された速報・詳細を基に公表用資料の作成・事故の集計・分析等を行う。	

4. 事故報告システムの導入に必要な役務

(参考) システム運用・保守 – 作業引継ぎ時の実施想定作業

前頁記載の作業について、保安ネット保守・運用業者への引継ぎを行う場合は、引継ぎ期間の実施作業として、設計成果物の連携、保安ネット保守・運用業者の教育対応、引継ぎ初期対応を実施することが必要。

引継ぎにて実施すべき作業	作業内容
設計・構築工程資料の連携	■ システム構築後に設計書一式に加えて、検討資料や検討会の議事録、課題・ToDo管理ツールログ等、検討経緯がわかる資料を連携 ■ 関係者からの受領資料等、設計・構築内で得た業務知見を整理し、連携
保安ネット保守・運用業者の教育	■ 保安ネット保守・運用業者へ設計成果物連携後、保安ネット保守・運用業者への引継ぎ会の実施や、質疑対応を実施 ■ 加えて、保安ネット保守・運用業者と実施作業を一緒に行うシャドーイングや、保安ネット保守・運用業者の作業結果を確認するレビューを実施
引継ぎ初期対応	■ 引継ぎ初期は保守・運用業務を主体的に実施 ■ 障害発生件数等の初期稼働対応の完了基準を設け、安定稼働状態をもって保安ネット保守・運用業者へ引き継ぎ

1. 本事業の目的と実施作業	...	3	(6) システムの全体像	
			① システム全体図	... 44
2. 事故報告に関する前提事項			② 想定ユーザーと各管理情報の利用権限...	46
(1) 事故報告システム検討の目的	...	6	③ 個別機能	
(2) 事故報告の対象手続	...	7	a. アカウント機能(ログイン)	... 49
(3) 事故報告の現況及び関係者	...	8	b. 事故情報入力機能	... 52
			c. 問合せ・修正機能	... 53
3. 事故報告システム検討内容			d. 公表情報作成機能	... 55
(1) 検討の進め方	...	11	(7) システム追加開発方針	... 56
(2) 現行業務の整理結果	...	12		
(3) 関係者アンケートの実施結果	...	13	4. 事故報告システムの導入に必要な役務	... 58
(4) 課題抽出結果	...	14		
(5) 法令別システム化の具体的な方向性	...	16	5. 用語定義	... 63
==以下、法令毎に整理==				
① システム化検討方針				
② システム導入後のイメージ				
③ 事故報告の流れ				

5. 用語定義

事故報告	■ 2.(2)に記載の法令に基づき、事故の発生状況や内容について行われる報告
事故報告システム	■ 本事業にて検討を行う、事故報告の管理や報告・審査業務の電子化を行うための新システム
報告者（事業者側）	■ 事故報告を実施するもの（法令により主体が異なるため、便宜的な名称として利用）
確認者（行政側）	■ 報告者より事故の報告を受けるもの（法令により主体が異なるため、便宜的な名称として利用）
本省	■ 経済産業省本省
監督部	■ 産業保安監督部および経済産業局
関係団体	■ 報告された事故に対する調査や分析等を実施するものであり、報告者・確認者ではない第三者
速報	■ 事故報告において、最初に出される報告（法令や事故内容により省略されるものも存在）
詳報	■ 事故報告において、速報に続いて提出される報告（法令や事故内容により省略されるものも存在）
紙申請	■ 電子申請が可能な手続きについて、紙媒体で報告されたもの
調達仕様書	■ 各役務を調達する際に必要となる、調達対象のシステムや役務等に求められる要件等について纏められたドキュメント
システム仕様書	■ システム設計段階で作成されるドキュメント、機能、データ、サブシステム、ファイル、データベース、プログラム、インターフェイス、テスト計画、移行計画等について詳細に定められたドキュメント
保安ネット	■ 2019年より稼働している、産業保安・製品安全関連法の手続の申請をオンライン化（電子申請）し、受理・審査するための電子申請システム
Pegaプラットフォーム	■ 保安ネットに利用されているクラウドサービス
gBizID	■ 様々な行政サービスを利用可能とする政府共通の認証システム